第２次長崎県環境教育等行動計画
（素案）

～　一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むために　～

長崎県

平成３０年１２月

目　次

第１章　行動計画改定の趣旨及び考え方 …… 1
１．行動計画改定の趣旨 …… 1
２．行動計画改定の基本的考え方 …… 2
（１）ESDの視点を踏まえた環境教育 …… 3
（２）SDGsとESDの考え方の活用 …… 5
（３）体験活動を通じた学びの実践 …… 7
（４）ライフステージに応じた環境教育等 …… 8
第２章　前行動計画の評価・検証 …… 10
1．計画目標（身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合）の評価・検証 …… 10
（１）現状と課題 …… 10
（２）今後の方向性 …… 18
２．施策ごとの取組の評価・検証 …… 19
（１）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進 …… 19
（２）協働取組の推進 …… 20
（３）人材の育成 …… 21
（４）拠点としての機能を担う体制の整備 …… 22
第３章　行動計画の基本的事項 …… 24
１．行動計画の位置付け …… 24
２．行動計画の目指す目標 …… 24
３．環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力 …… 25
（１）環境教育等を通じて目指す人間像 …… 25
（２）環境教育等が育むべき能力 …… 26
４．行動計画の計画期間 …… 27
５．行動計画の数値目標 …… 27
６．施策と体系 …… 27
（１）環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進 …… 27
（２）協働取組の推進 …… 28
（３）人材の育成 …… 28
（４）拠点機能と情報発信の充実 …… 29
７．各主体の役割 …… 30
（１）学校等の役割 …… 30
（２）家庭・地域の役割 …… 30
（３）事業者の役割 …… 31
（４）行政の役割 …… 31

第４章　行動計画の施策の展開 …… 35
１．環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進 …… 36
２．協働取組の推進 …… 40
３．人材の育成 …… 42
４．拠点機能と情報発信の充実 …… 44
第５章　行動計画の進行管理 …… 46
１．進行管理の方法と体制 …… 46
２．計画目標の達成状況把握 …… 47
３．施策の取組状況の把握 …… 47

第１章　行動計画改定の趣旨及び考え方

１．行動計画改定の趣旨

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政といったあらゆる主体が、様々な場において、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）の推進に取り組むことが重要です。

さらに、長崎県においては、海と山の織りなす美しく豊かな自然環境や、海外との交流によって培われた歴史的・文化的遺産など、特色ある恵み豊かな環境を次の世代へと引き継ぐ責任があります。

このため、長崎県においては、２００５（平成１７）年３月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定しました。

その後、２０１１（平成２３）年６月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」へ改正されるとともに、協働取組の推進が目的として追加され、２０１２（平成２４）年６月に環境教育等促進法第７条に基づき国が定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）が定められました。

そこで、長崎県においては、２０１４（平成２６）年３月に従来の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、協働取組の推進や拠点体制の整備など環境教育等に関する取組事項を充実しました。

今般、長崎県環境教育等行動計画を策定して５年を経過し、２０１８（平成３０）年度末で終期を迎えること、また、２０１８（平成３０）年６月に国基本方針が改定されたことを受け、社会経済情勢の変化も踏まえつつ整理したうえで、「第２次長崎県環境教育等行動計画」として改定しました。

この計画では、長崎県環境基本計画の基本目標である

◇低炭素社会づくり（低炭素）
◇人と自然が共生する地域づくり（共生）
◇循環型社会づくり（循環）
◇安全・安心で快適な環境づくり（快適）

を念頭に置いて、環境保全のための共通的取組のひとつである環境教育等の取組を総合的・体系的に推進します。

２．行動計画改定の基本的考え方

私たちが直面する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与えることから生じており、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会づくりを目指していく必要があります。

それぞれが自らの問題として主体的に行動するよう促すためには、本県の豊かな環境に関する情報や身近な環境問題、各地で行われている環境を守る取組などについて、積極的に情報発信するとともに、県民一人ひとりに伝えることが必要です。

一方、それぞれの環境保全のための行動を促すためには、環境教育は、あらゆる場において、また、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じ、生涯にわたって行動する人を育てるという視点で行われることが必要です。

さらに、持続可能な社会づくりのためには、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲を育むための「体験活動」を促進することが重要であり、多様な文化や価値観を持つ人々と協働しながら取り組むことも必要です。

この計画においては、次の（１）～（４）に示す新しい考え方を踏まえながら、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力し環境教育等に取り組むことによって、一人ひとりの環境保全のための行動を促し、さらにその一人ひとりが自ら主体的に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを目指していきます。

〈図表１〉環境教育等の推進の基本的な考え

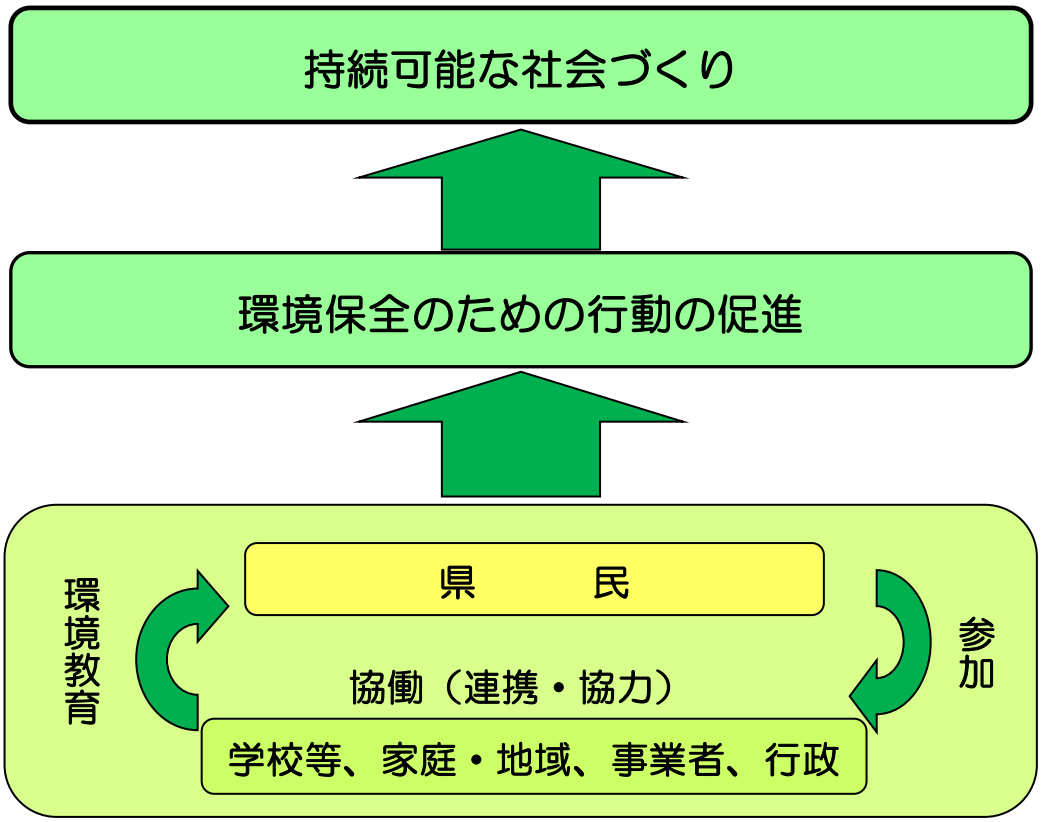

（１）ESD の視点を踏まえた環境教育

「持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development」は、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。ESDは「持続可能な社会づくりの担い手（人材)」を育む教育です。

我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の１０年」（２００５～２０１４年）の後継として、２０１３（平成２５）年に開催されたユネスコ総会において、持続可能な開発に向けた進展を加速するために教育・学習のすべての段階・分野で行動を起こし拡大していくことを目標に掲げた、グローバル・アクション・プログラム（GAP）が採択されました。

政府は、２０１６（平成２８）年に「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（以下「ESD 国内実施計画」という。）を策定し、同年、官民協働のプラットフォームとして環境省・文部科学省が共同で ESD 活動支援センター（全国センター）を設置、２０１７（平成２９）年度、全国８ブロックに地方 ESD 活動支援センター（地方センター）を開設しており、ESD 活動支援センター（全国・地方）を中心とした ESD 推進のためのネットワークが構築されています。

〈図表２〉ESD の概念図

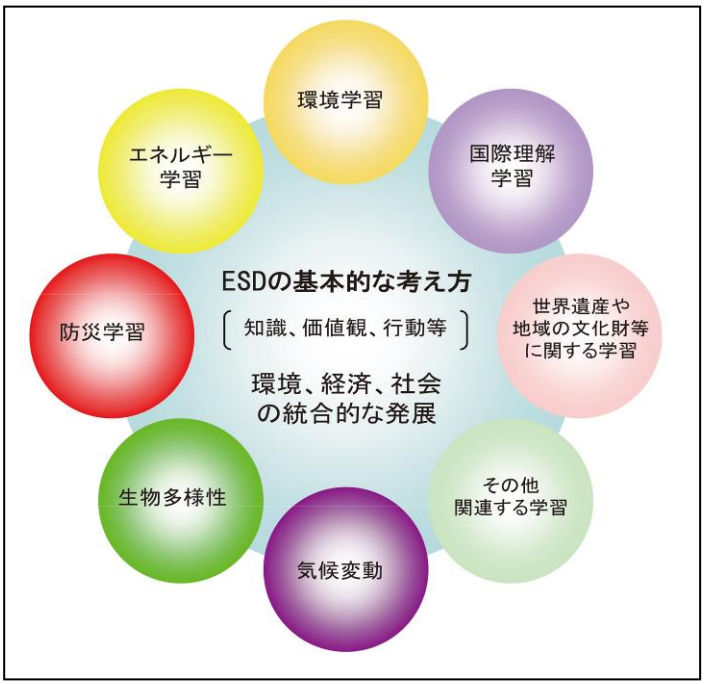

出典：「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育（ESD）」
（日本ユネスコ国内委員会）

ESDで目指すこと

出典：「ユネスコスクールと持続可能な開発のための教育（ESD）」
（日本ユネスコ国内委員会）

１．ESDの目標

・すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
・持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること
・環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実感できるような価値観と行動の変革をもたらすこと

２．ESD実施に必要な２つの観点

・人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
・他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

３．育みたい力

・持続可能な開発に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）
・体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）
・代替案の思考力（批判力）
・データや情報の分析能力
・コミュニケーション能力
・リーダーシップの向上

４．学び方・教え方

・「関心の喚起→ 理解の深化→ 参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけること
・単に知識の伝達にとどまらず、体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチをとること
・活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出すこと

（２）SDGs と ESD の考え方の活用

２０１５（平成２７）年の国連総会において、「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため２０３０年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、１７のゴール（分野別目標）及び１６９のターゲットを提示しており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

〈図表３〉持続可能な開発目標（SDGs）

出典：国際連合広報センターホームページ

◇１７のゴールのうち、**赤文字（下線太字）**は少なくとも環境に関連している１２のゴール.

出典：環境省ホームページ参照

目標１　貧困の撲滅
目標２　飢餓撲滅、**食料安全保障**
目標３　**健康**・福祉
目標４　万人への**質の高い教育**、生涯学習
目標５　ジェンダー平等
目標６　**水・衛生**の利用可能性
目標７　**エネルギー**へのアクセス
目標８　包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
目標９　強靭なインフラ、**工業化・イノベーション**
目標１０　国内と国家間の不平等の是正
目標１１　持続可能な**都市**
目標１２　**持続可能な消費と生産**
目標１３　**気候変動**への対処
目標１４　**海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
目標１５　**陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性**
目標１６　平和で包摂的な社会の促進
目標１７　実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

ESD は SDGs 目標４（質の高い教育をみんなに）の中のターゲット４.７に記載されていますが、「持続可能な社会の担い手づくり」を通じて、１７すべての目標の達成に貢献するものであり、ESD をより一層推進することが、SDGs の達成につながっています。

２０１６（平成２８）年に政府が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGs を達成するための具体的な施策として「ESD・環境教育の推進」が盛り込まれており、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、ライフステージに応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育等に取り組む多様な主体の連携等を促進していくことが求められています。

また、SDGs は１７のゴール及び１６９のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、また、１つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の三側面を統合的に向上させることが必要であり、SDGs の考え方を活用し、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」するという視点でこれまでの環境保全活動等を捉え直し、一人ひとりの身近な環境保全活動が、結果としてどのような社会問題の解決につながっているのかを考えながら、取り組むことも必要です。

〈図表４〉身近な環境保全活動と関連する SDGs のゴール

環境保全の分野	関係する身近な環境保全活動の一例	関連する主な SDGs
地球温暖化、大気環境保全	○環境に配慮した製品の購入（詰替商品、簡易包装製品の購入、省エネ製品やエコカーへの転換等） ○公共交通機関の利用・エコドライブの実践 ○節電・節水　○エネルギーの地産地消 ○再生可能エネルギーの導入 ○自然保全・再生活動への参加（森林ボランティア、植栽等）　など	
廃棄物、漂着ごみ対策	○ごみの分別徹底　○生ごみの堆肥化 ○紙パックや食品トレイの回収協力 ○マイバッグ持参　○レジ袋、過剰包装の辞退 ○環境に配慮した製品の購入 ○環境に配慮した食生活の実施（食材の地産地消、エコ・クッキング、食べきり等） ○近隣地域の美化活動への参加（市民清掃等） ○ごみの投げ捨て禁止　○海岸清掃　など	
水環境保全	○環境に配慮した消費生活（調理くず・油の回収、洗剤の適正使用、節水等） ○川や海の美化活動への参加（水辺の清掃活動等）　など	
生物多様性保全	○野生生物への配慮や保護活動への参加（ホタルの保護等） ○自然保全・再生活動への参加　など	
その他（環境保全の意欲の増進、環境教育、活動支援）	○環境啓発イベントへの参加 ○自然体験活動、農林水産体験活動など体験学習への参加 ○環境保全活動への募金（緑の募金、環境保全団体への寄附等）　など	

（注）便宜上主要な分野に振り分けましたが、複数の分野に関係する取組が含まれます。

（３）体験活動を通じた学びの実践

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは記憶に残りにくく、具体的な行動には結びつきにくいため、自分のこととして捉えやすい、地域の身近な課題や場を取り上げ、それに対する取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

また、環境教育の実践においては、単に一方的な知識の伝達に終始させるのではなく、学習に参加する者から気づきを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

その際、自分の世界と違った世界をつなぐという視点の重要性の観点から、「体験活動」については自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。また、感性を働かせるという「インプット」だけではなく、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」までを含めた学びのプロセスを設けることで、これまでになかった気づきや感動、創造性の向上等につながります。

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果（意識や行動の変容、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要です。この際、SDGsを旗印とすることで、各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与していくかという実感につなげることができます。

体験活動を通じた学びの実践に求められる要素

○「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
○学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
○感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
○体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
○活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
○人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
○特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
○自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
○褒められる機会が組み込まれていること。　等

（４）ライフステージに応じた環境教育等

環境教育等に求められる役割はライフステージごとに異なることから、各段階に応じた取組を行う必要があります。その際、ライフステージに応じたアプローチ（感性→関心→理解→探究→行動）など、中・長期的な視点が求められます。

そのため、各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性（図表５参照）を踏まえた取組を行い、幼児期から高齢者までのすべての世代を対象に、生涯にわたって行動に結びつくような人づくりを目指します。

なお、幼児期における環境保全に関する意識の形成は、その後の環境意識の形成に大きな影響を与えますが、幼児期から小学校低学年にかけては様々な感覚に働きかけることが有効であり、生涯の記憶として残りやすいことから、遊びや創造の要素も踏まえつつ、楽しみながら学べる体験活動や環境教育の内容を重視し、成長とともに知識の習得や探究へとつなげていくことが大切です。

〈図表５〉各ライフステージにおける環境教育等の基本的方向性

ライフステージ	各段階における基本的方向性
幼児期	○身の回りの環境に関心を持ち、様々な体験や活動を通して、いのちの大切さや自然に対する感受性、思いやりの心や身近な物を大切にする心を育むことが期待される。 ○日常生活や集団生活において五感で自然と親しめる機会などを通して、様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を養うことが期待される。
小学校低学年	○様々な体験や学習を通して、自然に対する感受性、いのちを大切にする感覚を育み、周囲の様々な環境との関わりを通して身近な環境や環境問題に関心を持つことが期待される。 ○「もったいない」の精神を育むとともに、日常生活において節電・節水の意識や、ごみのポイ捨てをしないなど、環境に配慮した生活習慣を習得することが期待される。
小学校高学年	○体験的・探求的な学習を通して、自然の仕組みや自分の生活と環境との関わりについて理解することが期待される。 ○日常生活の中で、ごみの分別・リサイクルなど、環境に配慮した行動を実践することが期待される。
中学生	○体験的・探求的な学習を通して、持続可能な社会づくりの重要性の認識や、環境に関する科学的理解を踏まえた知識の習得が期待される。 ○環境問題解決のための自分の考えを持つことや、環境や資源に配慮した消費や食の意識など、環境に配慮する態度を育むことが期待される。
高校生	○専門的・発展的な環境教育を通して環境問題を総合的に理解し、自然科学や環境への関心を高め、課題解決に向け多角的な立場で考察する姿勢や態度を身につけることが期待される。 ○地域の環境保全活動に主体的に参加することにより、地域との協働を通じて他者と協力して問題を解決していく姿勢や態度を育むことが期待される。
大学生・ 専門学校生	○専門課程、ボランティア体験、地域連携や国際理解教育などを通して、環境問題を多面的に捉え、各主体と連携を図りながら、地域の課題解決に向けて、主体的に働きかける態度を育むことが期待される。 ○日常生活の中で、生活様式を見直し、環境に配慮したライフスタイルを確立していくことが期待される。

ライフステージ	各段階における基本的方向性
社会人世代	○環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて環境教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題についても積極的に理解を深めることが期待される。 ○家庭においては、率先して省資源や省エネルギー等、環境に配慮した生活に取り組むことで模範を示すことや、子どもたちが学校等で学んだことや実践していることを話し合ったり、取り入れたりすることによって、持続可能な社会づくりの必要性について理解を深めることが期待される。 ○職場においては、自らの仕事と環境との関わりを学びながら、環境配慮の取組に参加することが期待される。 ○地域においては、環境保全活動に自ら参加したり、子どもたちが接する機会を設けて環境保全活動の大切さを伝えたりすることや、シニア世代から様々な知恵を学び、次の世代に伝えていくことなども期待される。
シニア世代	○生活様式の変遷なども含め、環境に配慮した生活に関連する、昔ながらの生活の知恵や経験を、子や孫といった次の世代に伝えていく役割が期待される。 ○地域での清掃・美化活動、植林などの環境保全活動において、指導者やサポーターとしての活躍が期待されるとともに、実践ノウハウを次の世代に伝えていく役割も期待される。 ○先代から受け継いだ地域の自然環境や風土、歴史、文化等を次世代に伝承するなど、地域における多世代交流を通じ、地域理解を促進する役割が期待される。

第２章　前行動計画の評価･検証

１．計画目標(身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合)の評価・検証

（１）現状と課題

①全体

＜現状分析＞

前計画の目標指標である「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」について、２０１３（平成２５）年度から２０１８（平成３０）年度までの推移をみると、取り組んでいる人の割合（「日頃から取り組んでいる」と「ある程度は取り組んでいる」の合計。以下同じ。）は、２０１５（平成２７）年度に一旦減少し、それ以降回復傾向にあります。また、取り組んでいる人の割合が低下した２０１５（平成２７）年度では、取り組んでいない理由として「関心がない」の割合が他の調査年度に比べ高い結果となりました。

２０１５（平成２７）年度に取り組んでいる人の割合が低下した要因としては、２０１１（平成２３）年度に発生した東日本大震災を契機として高まった環境意識の低下が、２０１５（平成２７）年度頃から現れてきたものと推測されます。

このことは、２０１５（平成２７）年にみずほ情報総研が実施した「節電に対する生活者の行動・意識に関する調査」結果からも裏付けられ、２０１５（平成２７）年度以降の取り組んでいる人の割合の回復については、同年１２月に、２０２０年以降の地球温暖化対策の枠組みを決めたパリ協定が採択されるなど、環境意識を高揚する話題が増えてきたことに起因すると思われます。

〈図表６〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（推移）

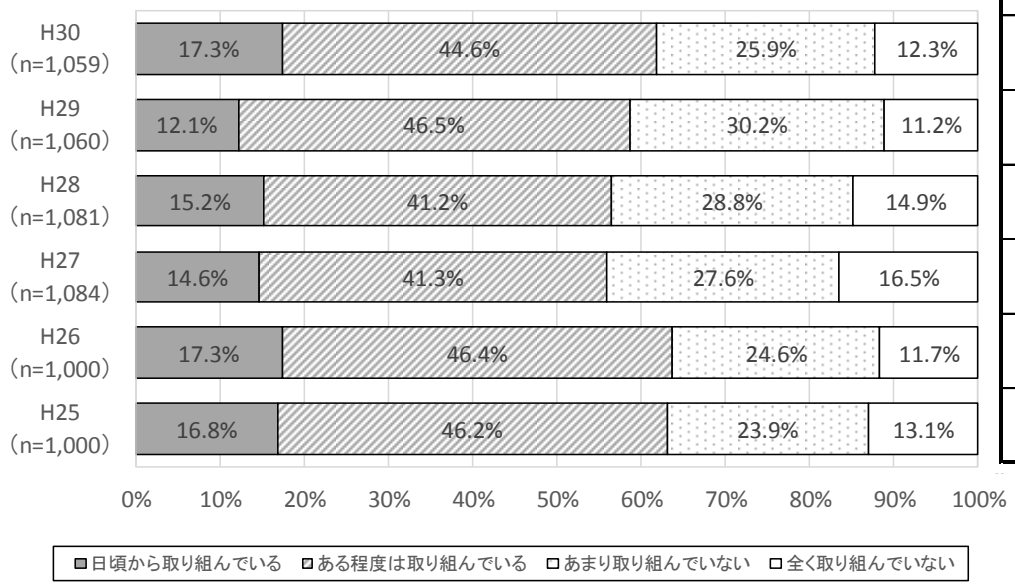

	『取り組んでいる』	『取り組んでいない』
H30（n=1,059）	61.9%	38.2%
H29（n=1,060）	58.6%	41.4%
H28（n=1,081）	56.4%	43.7%
H27（n=1,084）	55.9%	44.1%
H26（n=1,000）	63.7%	36.3%
H25（n=1,000）	63.0%	37.0%

（注）取り組んでいる＝日頃から取り組んでいる＋ある程度は取り組んでいる
取り組んでいない＝あまり取り組んでいない＋全く取り組んでいない

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表７〉身近な環境保全活動に取り組んでいない理由（推移）

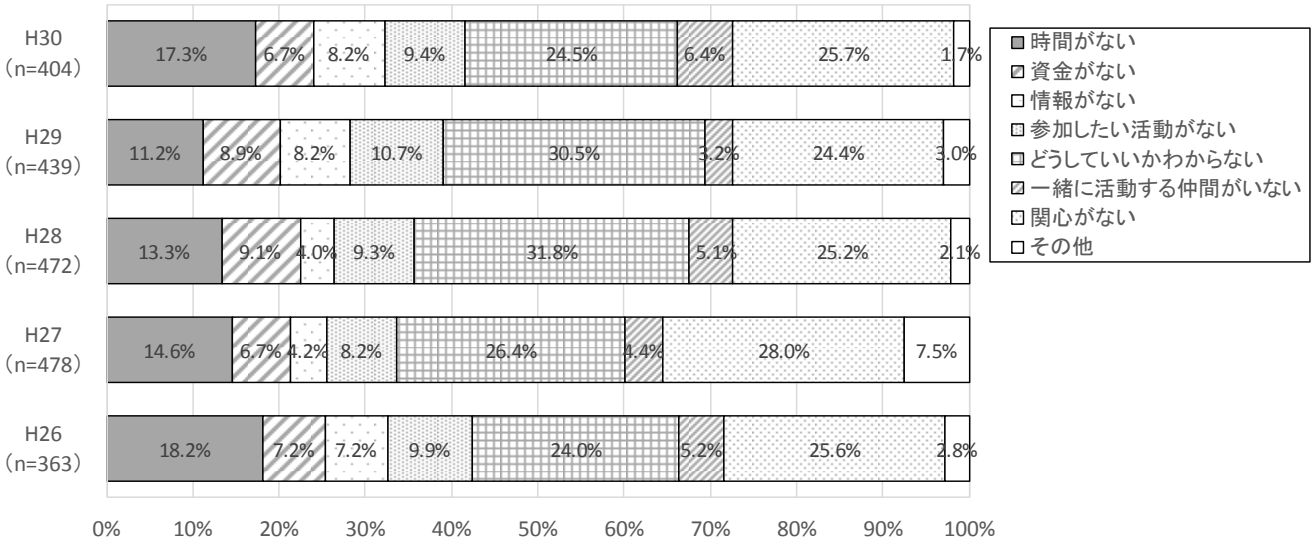

出典：県民意識調査アンケート結果

＜課　題＞

◎県民の環境意識が低下しないよう、継続的な話題提供が必要です。

◎環境意識の浸透方策として身近で参加しやすい体験活動の充実や、環境意識の浸透を図る人材育成、情報発信拠点の充実が必要です。

②年代別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を年代別にみると、取り組んでいる人の割合は、１０代、２０代では、２０１５（平成２７）、２０１６（平成２８）年度に一旦減少するものの、２０１６（平成２８）年度以降は増加に転じ、結果として基準年（２０１３（平成２５）年度）と比べ増加しています。また、３０代、４０代、５０代、６０代以上では、年度により増減はありますが、推移としては若干減少傾向にあります。

１０代、２０代で取り組んでいる人の割合が増加している要因としては、学校での環境教育の取組の効果が現れているものと推測され、このことは、教育庁が取り組んでいる第二期長崎県教育振興基本計画において、２０１７（平成２９）年度は小・中学校ではすべての児童・生徒が、高等学校では７割強の生徒が環境に関する何らかの取組を実践していると回答していることからも裏付けられます。

また、３０代以上で取り組んでいる人の割合の推移が減少傾向にあることについて、２０１８（平成３０）年に環境部が独自で行ったアンケート調査では、身近な環境保全活動に取り組むきっかけとして、「特に理由はない」を除くと「自治会等の地域活動団体の取組」、「本、新聞、ラジオ等の情報」が多く、自治会活動に参加する機会の減少等が起因していることが推測されます。

〈図表８〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（年代別）

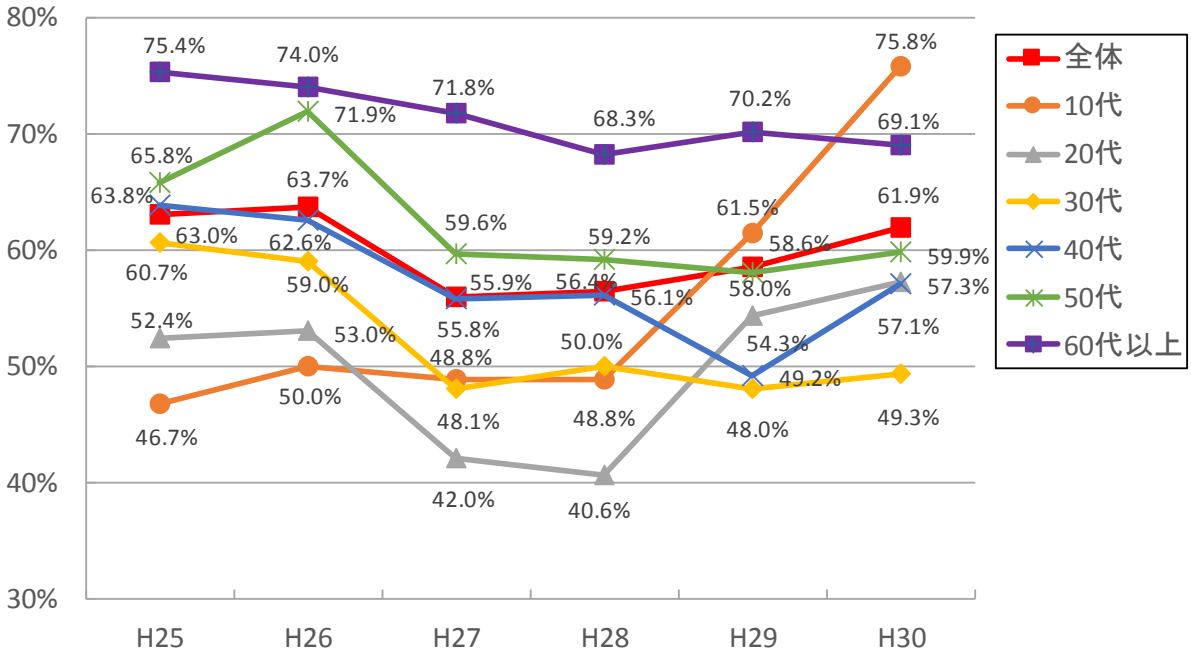

出典：県民意識調査アンケート結果

＜課　題＞

◎学校現場における継続的な取組が必要であり、児童・生徒・学生が主体的に課題を見つけ、学び、行動するための工夫が必要です。【～高校生・大学生】

※新学習指導要領における主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）等の考え方も活用。

◎自治会等の地域団体の活動を活発化するとともに、誰でも参加しやすい活動の創出が必要です。【社会人世代】

③男女別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を男女別でみると、取り組んでいる人の割合は、いずれの調査年度においても女性が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位３つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間がない）について、男女別にみると、男性は「関心がない」が多く、女性は「どうしていいかわからない」が多い傾向にあります。

男性については、環境に対する興味が女性に比べ低く、女性については、環境保全活動に関する情報が不足気味である可能性があると考えられます。

〈図表９〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（男女別）

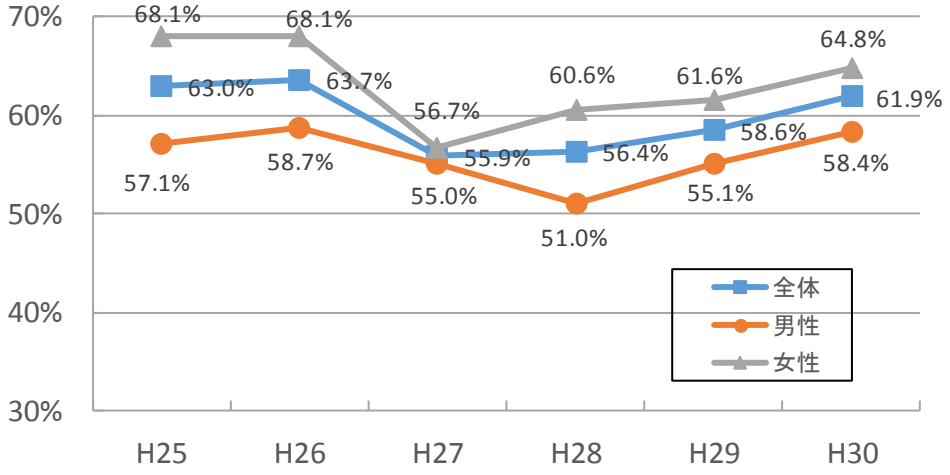

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表１０〉取り組んでいない理由（上位３つの推移：男女別）

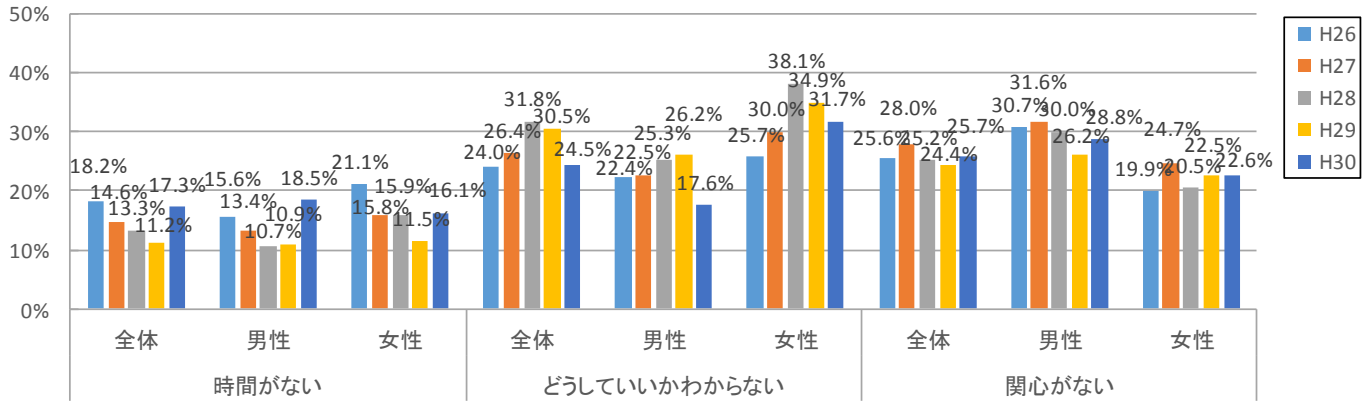

出典：県民意識調査アンケート結果

＜課　題＞

◎男性の環境に関する関心を高めるための工夫や方策を検討する必要があります。

◎女性が分かりやすく、興味を持ちやすい体験活動や情報発信の検討が必要です。

④婚姻別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を婚姻別でみると、取り組んでいる人の割合は、いずれの調査年度においても男女ともに既婚者が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位３つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間がない）について婚姻別にみると、男性では未婚者において「関心がない」が高い傾向にあります。

取り組んでいる割合が男女とも既婚者において高い要因として、家庭や子どもを通した環境保全活動に取り組まれているものと推測され、未婚者においては環境保全活動の必要性の認識が低いと思われます。

〈図表１１〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（婚姻別ー男女別）

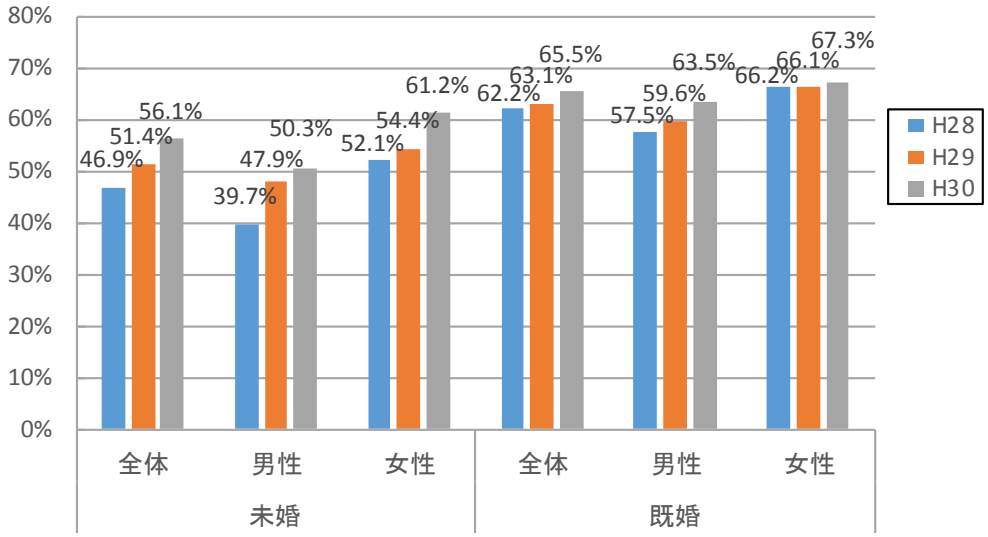

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表１２〉取り組んでいない理由（上位３つの推移：婚姻別ー男女別）

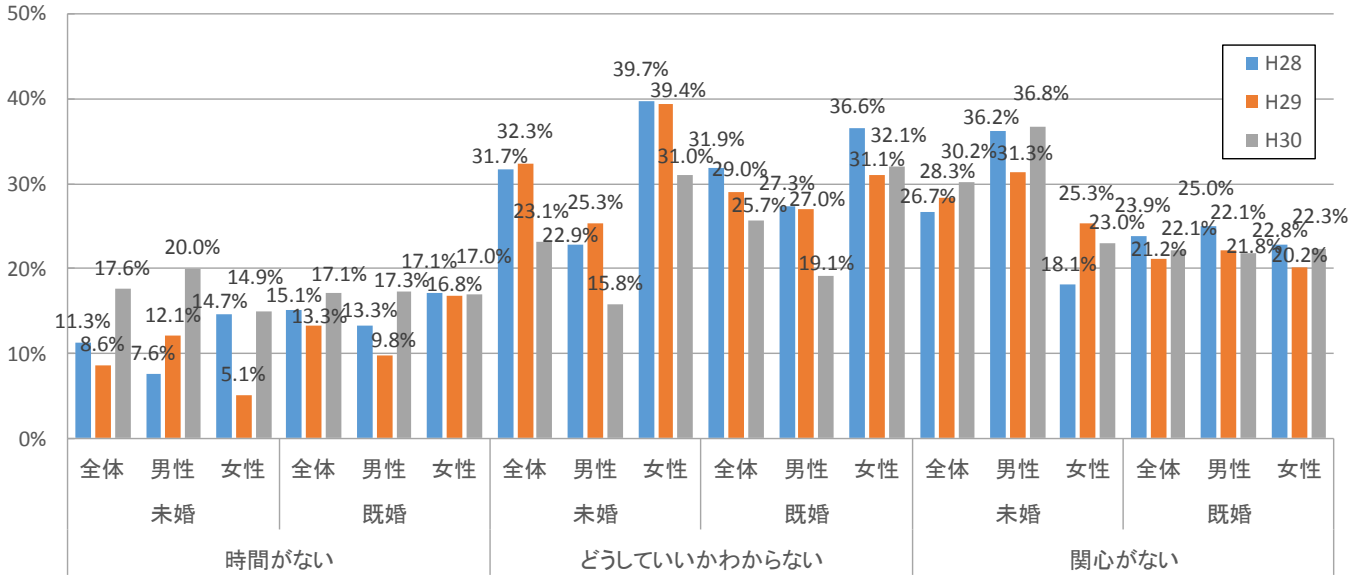

出典：県民意識調査アンケート結果

＜課　題＞

◎未婚者、特に未婚の男性にも関心を持ってもらうための工夫や方策を検討する必要があります。

⑤子どもの有無別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を子どもの有無別でみると、取り組んでいる人の割合は、男女ともに子ども有が高い傾向にあります。また、取り組んでいない理由の上位３つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間がない）について子どもの有無別にみると、男女ともに子ども無において「関心がない」と答える割合が子ども有に比べ高い傾向にあります。

取り組んでいる割合が男女ともに子ども有において高い要因として、家庭や子どもを通した環境保全活動に取り組まれているものと推測され、子ども無においては環境保全活動に取り組むきっかけが少ないと思われます。

〈図表１３〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（子どもの有無別ー男女別）

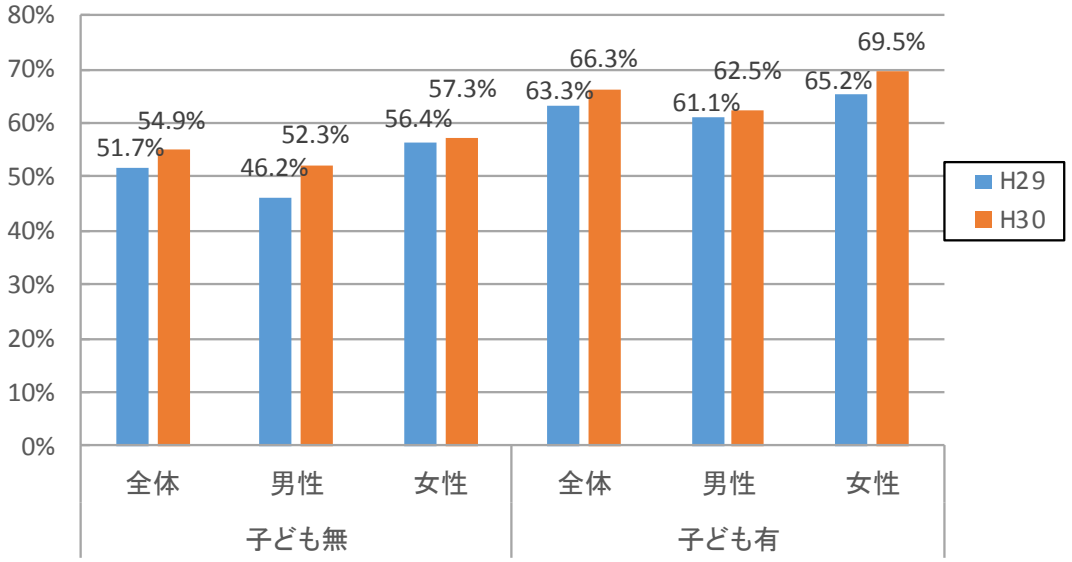

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表１４〉取り組んでいない理由（上位３つの推移：子どもの有無別ー男女別）

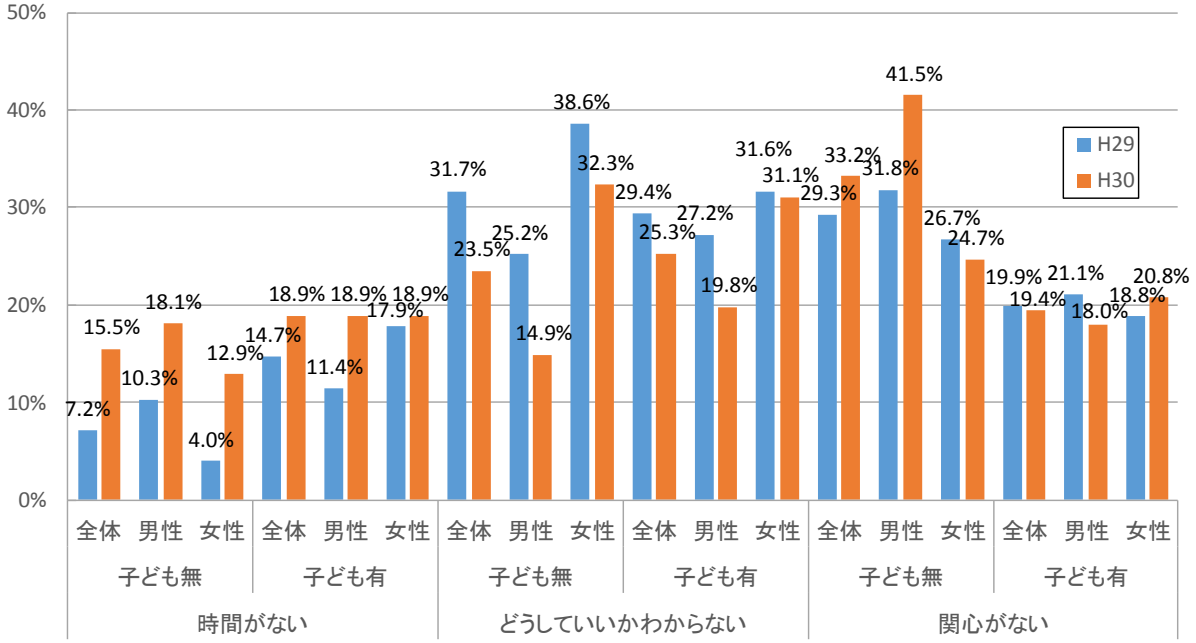

出典：県民意識調査アンケート結果

＜課　題＞

◎子どもの有無に関わらず、いろいろな方々に関心を持ってもらうための取組や工夫、方策を検討する必要があります。

◎家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要です。

⑥職業別比較

＜現状分析＞

「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を職業別でみると、取り組んでいる人の割合は、すべての調査年度において、経営者・役員が最も高く、次に２０１６（平成２８）年度と２０１７（平成２９）年度は専業主婦（主夫）が、２０１８（平成３０）年度は学生が高い結果となりました。また、２０１６（平成２８）年度から２０１８（平成３０）年度までの推移をみると、学生については取り組んでいる割合が増加しています。

一方、会社員については、他の職業と比べて取り組んでいる人の割合が低い傾向にあり、取り組んでいない理由の上位３つ（関心がない、どうしていいかわからない、時間がない）についてみると、「どうしていいかわからない」が相対的には高いですが、２０１８（平成３０）年度は「時間がない」の回答割合も高くなっています。

経営者・役員で取り組んでいる割合が高い要因としては、コスト意識が高いことに起因するものと推測され、専業主婦（主夫）においては、子どもや自治会などを通した環境保全活動に取り組まれているものと推測されます。また、学生において取り組んでいる割合が増加している要因としては、学校での環境教育の取組の効果が現れているものと推測されます。

なお、会社員において取り組んでいる割合が低い要因としては、情報不足とともに、多忙による可能性が示唆されます。

〈図表１５〉身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合（職業別）

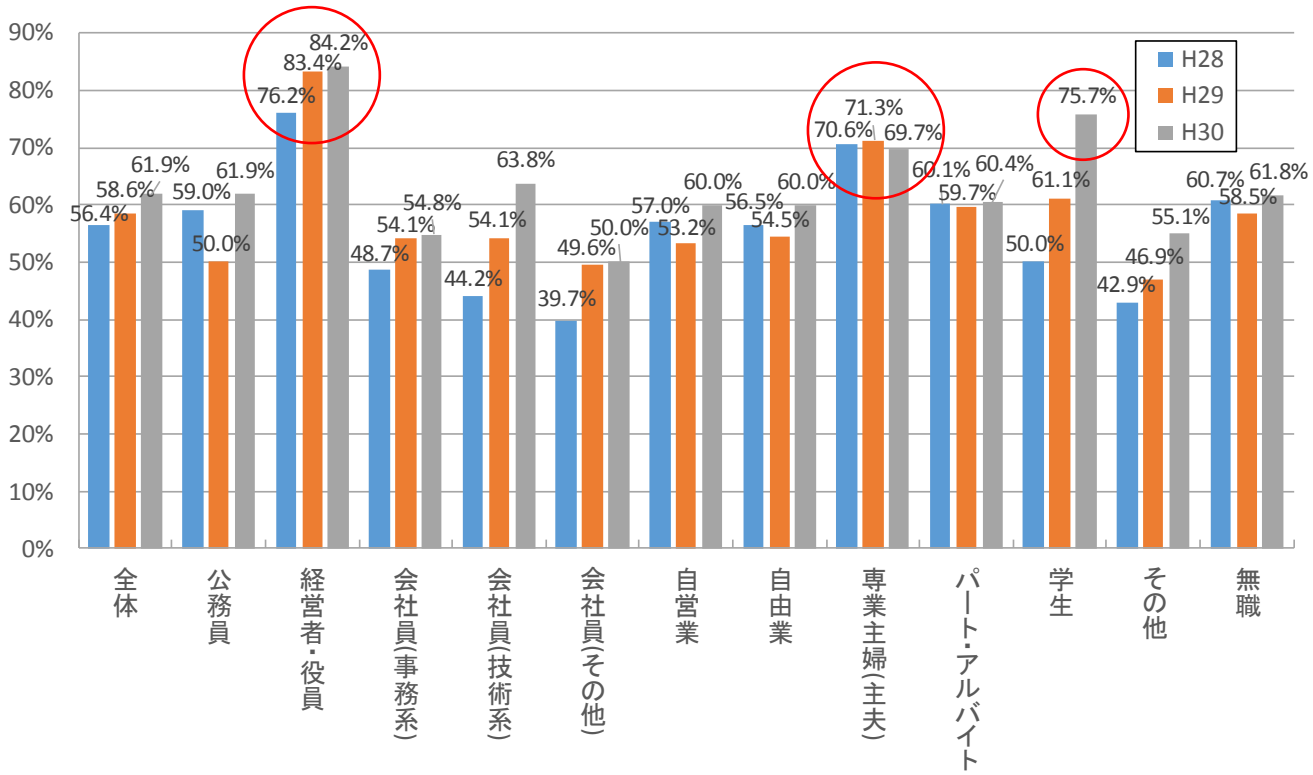

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表１６〉取り組んでいない理由（職業別：どうしていいかわからない）

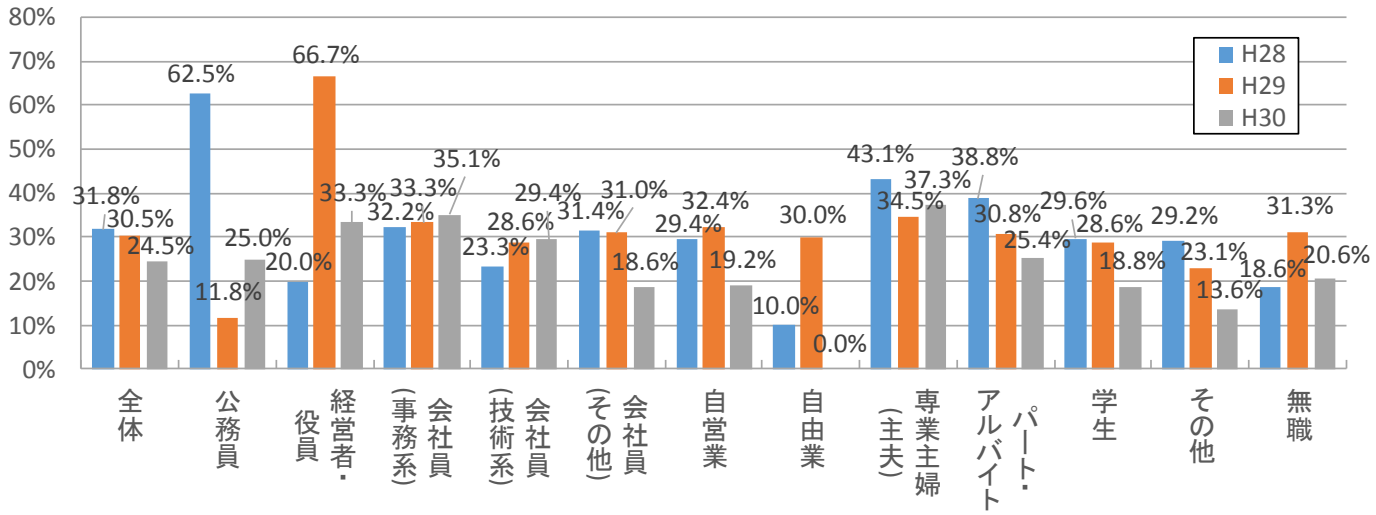

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表１７〉取り組んでいない理由（職業別：関心がない）

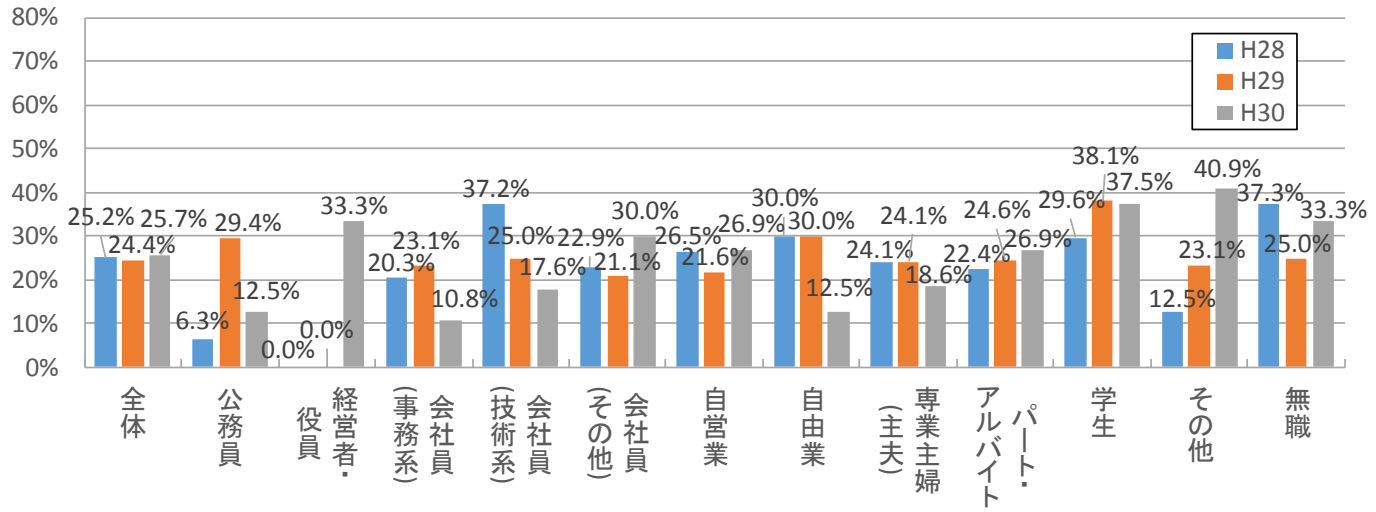

出典：県民意識調査アンケート結果

〈図表１８〉取り組んでいない理由（職業別：時間がない）

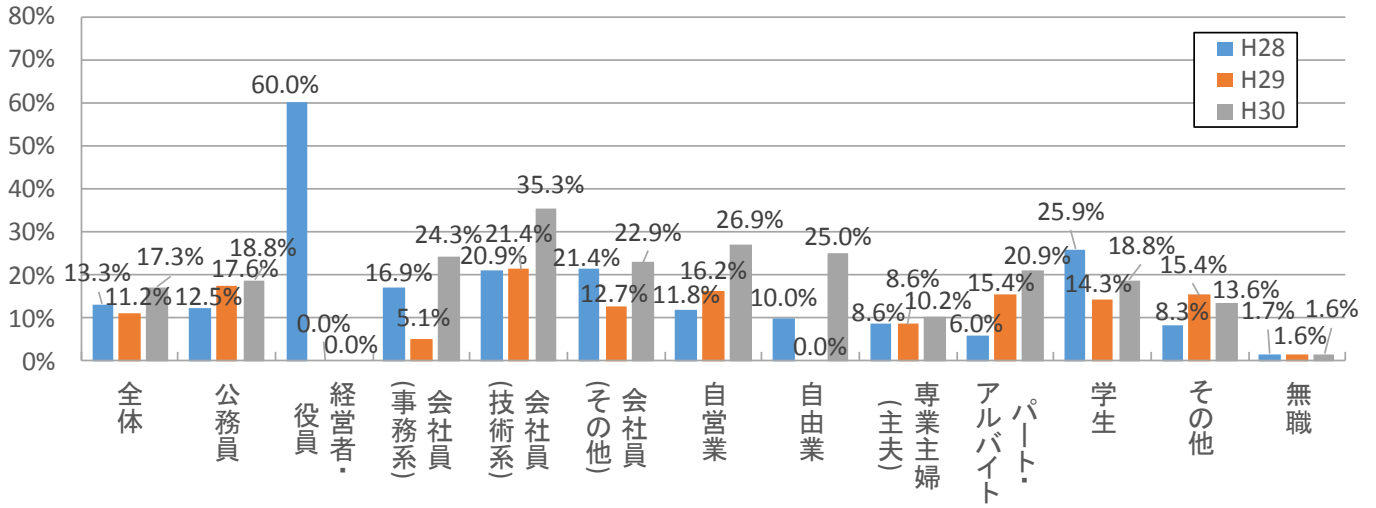

出典：県民意識調査アンケート結果

＜課　題＞

◎引き続き、節電やコスト意識の浸透を図ることが必要です。

◎家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要です。

◎職場や家庭でも簡単に取り組める環境保全活動の紹介や体験活動の充実が求められています。

（２）今後の方向性

前記「（１）現状と課題」で抽出した課題を整理すると以下のように分類することができ、県民一人ひとりの具体的な取組を促進するためには、これらの課題を考慮しながら取り組むことが必要です。

これらの課題は、行動計画改定の基本的考え方を加味しながら、前計画の基本的方向の考え方である４つの施策（「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進」、「協働取組の推進」、「人材の育成」、「拠点としての機能を担う体制の整備」）の取組を継続し、充実させることで解決へと導くことができるものと考えられます。

そこで、第２次長崎県環境教育等行動計画では、改定された国基本方針や行動計画改定の基本的考え方等との整合を図りながら、前計画の基本的方向の考え方である４つの施策を基本的に踏襲し、取組を進めることとします。

評価・検証に基づき抽出した課題の整理

◎節電やコスト意識など環境意識の浸透を図ることが必要

◎いろいろな方々に関心を持ってもらうための取組や工夫、方策の検討が必要

◎児童・生徒・学生が主体的に課題を見つけ、学び、行動するための工夫が必要

◎誰でも参加しやすい身近な体験活動の創出・充実が必要

◎職場や家庭でも簡単に取り組める体験活動の充実が必要

◎学校現場における継続的な取組が必要

◎家庭や子どもを通じた働きかけが効果的であり、取組の継続が必要

◎自治会等の地域団体の活動の活発化が必要

◎環境意識の浸透を図る人材育成が必要

◎継続的な話題提供が必要

◎情報発信拠点の充実が必要

◎職場や家庭でも簡単に取り組める環境保全活動の紹介が必要

２．施策ごとの取組の評価・検証

前計画では、４つの施策を設定し、それぞれの施策において主体ごとに取組を整理しており、計画期間中（５か年）における関係課室の取組に関する自己評価をもとに、評価・検証を行いました。なお、全取組の評価・検証については、参考資料を参照ください。

〈図表１９〉前計画の施策別の取組数

施策番号	施策名	取組数
施策１	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進	４２取組
施策２	協働取組の推進	１３取組
施策３	人材の育成	１２取組
施策４	拠点としての機能を担う体制の整備	１５取組

（１）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

＜評　価＞

前計画の「施策１　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進」では、

・学校の教育活動全体を通した環境教育等の充実・促進

・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識醸成

・ながさきグリーンサポーターズクラブの創設、メールマガジンの配信

など、４２の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が１９、概ね順調が２２、進展なしが１でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

①順調

《取組》 学校の教育活動全体を通した環境教育等の充実・促進【行政】	《概要》 ２０１７（平成２９）年度は県内すべての公立小・中・高等学校において、社会科、理科、生活科、技術・家庭科など関連する教科等で環境教育に取り組んでいるほか、特別活動や総合的な学習の時間など教科以外でも環境に関する様々な取組が行われている。
《取組》 環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動指導員等の講師や指導者の派遣【行政】	《概要》 ２０１７（平成２９）年度は目標値（７０回）を越える７２回の環境アドバイザー派遣実績があり、県地球温暖化防止活動推進員や生ごみ減量化リーダー等が講演会・研修会等の講師として活用されている。

②概ね順調

《取組》 環境に関するイベント、キャンペーンの実施による環境教育等の推進【行政】	《概要》 環境月間街頭キャンペーン、県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィーク、環境保全・創造のため住民運動（環境イベント・清掃活動支援）の実施や、研究機関における一般公開での体験学習など、環境教育等の推進に取り組んでいる。

③進展なし

《取組》 事業者のＩＳＯ１４００１やエコアクション２１等の環境マネジメントシステム（EMS）の導入促進、従業員に対する環境教育の支援【行政】	《概要》 EMS 地域事務局等と協力し、事業者の EMS 導入促進を図っているが、エコアクション２１の取組数については増加傾向にあるものの、ＩＳＯ１４００１の認証取得件数が年々減少しており、全体としても２０１４（平成２６）年度以降減少傾向となっているため。

＜課　題＞

関係課室に現状を踏まえた課題を聞いたところ、以下のようなことがあげられており、環境保全活動、体験活動及び環境教育の機会の充実に取り組んでいく必要があります。

◎新学習指導要領（社会に開かれた教育課程、教育活動の質の向上を図るカリキュラムマネジメント、主体的・対話的で深い学びの実現（アクティブ・ラーニングの視点）など）への対応

◎研修等受講後の環境リーダー活用促進、環境アドバイザーの登録拡大と対象分野の充実

（２）協働取組の推進

＜評　価＞

前計画の「施策２　協働取組の推進」では、

・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動の推進

など、１３の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が８、概ね順調が４、未実施が１でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

①順調

《取組》 ながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを活用し、各主体の協働取組を支援【行政】	《概要》 ２０１６（平成２８）年度からは月２回に配信回数を増やすなど情報発信に取り組んでいる。

②概ね順調

《取組》 「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動の推進【行政】	《概要》 ながさき環境県民会議において優良活動団体の表彰、１２月の地球温暖化防止月間にあわせた「県下一斉ノーマイカーデー＆エコドライブウィーク」、毎年１０月を買い物袋持参運動の強化月間としての市町・消費者団体・県内小売店舗等と連携した「マイバッグキャンペーン」の実施、長崎県保健環境連合会（各市町自治会組織等で構成）における６月の環境月間にあわせた「空き缶回収キャンペーン」の実施のほか、生活学校等への支援などにより省資源・省エネ、環境美化運動、食品ロス削減運動等の消費者団体の自主的な生活改善運動の支援の取組も実施されている。

③未実施

《取組》 県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進【学校】	《概要》 ２０１７（平成２９）年度で２３講座を実施されているが、環境学習に関する講座は実施されていない。 （注）県立学校地域開放講座事業は２０１６（平成２８）年度に廃止。県立学校が行う講座はながさき県民大学主催講座として実施。

＜課　題＞

関係課室に現状を踏まえた課題を聞いたところ、以下のようなことがあげられていますが、身近な環境保全活動への取組を推進するうえで、少子高齢化や参加メンバーの固定化、活動のマンネリ化などに対応するためには、他の主体・地域・分野等の活動と相互に連携・協力しながら取り組むことが効果的と考えられ、今後も協働取組の推進に取り組んでいく必要があります。

◎活動メンバーの高齢化（生活学校など多くの団体、地球温暖化防止活動推進員等）

◎参加メンバーの固定化や活動のマンネリ化

（３）人材の育成

＜評　価＞

前計画の「施策３　人材の育成」では、

・各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制を支援

など、１２の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が４、概ね順調が２、未実施（評価不能を含む）が６でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

①順調

《取組》 研修会の開催や研修会への参加などによる、環境リーダーの育成、資質の向上の取組【地域社会】	《概要》 地球温暖化防止活動推進員による地域学習会等への参加により環境リーダーの育成、資質の向上が図られている。

②概ね順調

《取組》 各分野において、指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制を支援【行政】	《概要》 森林ボランティアの交流会・研修会の実施や緑の少年団の指導者研修会への支援、河川に係わる自然体験学習活動団体との連絡・協議会の開催、環境教育等ネットワーク会議の開催、地球温暖化対策ネットワーク会議の開催など、各分野において人材育成やネットワーク体制の支援に取り組んでいる。
《取組》 県教育センター等による研修講座や環境教育指導者養成講座等の研修を通して、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成【学校】	《概要》 県教育センターが毎年環境教育研修講座を開催しており、各教科以外で環境教育を実践できる指導者の養成が行われている。

③未実施（評価不能を含む）

《取組》 子ども体験活動の指導者養成に係る研修の実施、県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換の支援【学校】	《概要》 ２０１４（平成２６）年度まで子ども体験活動指導者講座を実施していたが、２０１５（平成２７）年度以降は未実施。
《取組》 行政が開催する研修会等に参加するとともに、行政と連携して研修会等を開催【地域社会】【事業者】	《概要》 行政が開催する研修会等への参加状況を把握していないため評価不能。研修会等については各主体の要請に応じて後援を行っている。
《取組》 研修会の開催や研修会への参加などによる環境リーダーの育成、資質の向上【事業者】	《概要》 事業者における研修会の開催状況や参加状況を把握していないため評価不能。
《取組》 「長崎県教育活動サポート人材バンク」等を活用した人材の活用【行政】	《概要》 ２０１７（平成２９）年度は担当課には「地域の達人」としての登録申請がなかったため未実施。今後、「ながさきまなびネット」への人材情報の登録を進めるとともに、周知を図る。
《取組》 市町社会福祉協議会が実施している「人材玉手箱」と連携するなど、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援【行政】	《概要》 ２０１４（平成２６）年度に人材玉手箱と連携した地域をサポートしたい団体、個人と回りからの支援を求める地域コミュニティのマッチングを実施するとともに、玉手箱の広報への協力等を実施したが、環境教育等に関するコーディネート支援要請はなかったため。なお、支援事業は２０１４（平成２６）年度をもって終了。

＜課　題＞

関係課室に現状を踏まえた課題を聞いたところ、以下のようなことがあげられており、ESD や SDGs の考え方も活用しながら、体験活動などを通して環境意識の浸透、理解の促進を図るなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

◎ESD や SDGs の考え方も活用しながら、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成が必要

（４）拠点としての機能を担う体制の整備

＜評　価＞

前計画の「施策４　拠点としての機能を担う体制の整備」では、

・環境教育等に関する総合情報サイトやながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を発信

・本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供

など、１５の取組を掲げており、評価を行った結果、順調が６、概ね順調が８、未実施が１でした。なお、各評価の代表的な事例は、以下のとおりです。

①順調

《取組》 学校林など学校が有するフィールドの整備を支援【行政】	《概要》 県民参加の森林づくり事業により、学校林の整備や学校林での森林環境教育活動の支援が行われている。
《取組》 環境教育関連施設の特徴に応じた環境教育プログラムの作成支援【行政】	《概要》 中学生環境副読本「私たちのくらしと環境」やエコツール等の提供など、各分野において環境教育プログラムの作成支援の取組が行われ、長崎県民の森において来園者のニーズに合わせ、インタープリター（森の案内人）による体験活動を連携して実施されている。

②概ね順調

《取組》 本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供【行政】	《概要》 自然公園施設のリニューアル等の整備のほか、県内の子どもたちへ普段経験することができない「しま」での体験・交流活動の場を提供する「しまの魅力に出会う日本の宝『しま』交流支援事業」、大村湾沿岸（大村市森園公園地先、時津町崎野自然公園地先）における再生砂による浅場造成など、地域資源を活用した体験学習の場や、施設の整備の取組が行われている。

③未実施

《取組》 県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進【学校】（再掲）	《概要》 ２０１７（平成２９）年度で２３講座を実施されているが、環境学習に関する講座は実施されていない。 （注）県立学校地域開放講座事業は２０１６（平成２８）年度に廃止。県立学校が行う講座はながさき県民大学主催講座として実施。

＜課　題＞

関係課室に現状を踏まえた課題を聞いたところ、以下のようなことがあげられていますが、今後は環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」など整備した拠点において、環境に関する関心や興味を高める情報発信、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など、拠点機能と情報発信の充実に取り組んでいく必要があります。

◎環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」や「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の認知度不足、情報交流（登録）の活性化

第３章　行動計画の基本的事項

１．行動計画の位置付け

この計画は、環境教育等促進法第８条の規定により知事が定めるものであり、同法第７条に基づく国基本方針を踏まえつつ、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県教育振興基本計画」とも整合を図っています。

また、この計画は、長崎県地球温暖化対策実行計画や長崎県生物多様性保全戦略、長崎県廃棄物処理計画など環境関係の各種計画の推進を支えるものです。

さらに、この計画は、市町や事業者等が計画等を策定する際の指針となるものです。

〈図表２０〉関係法律・計画体系図

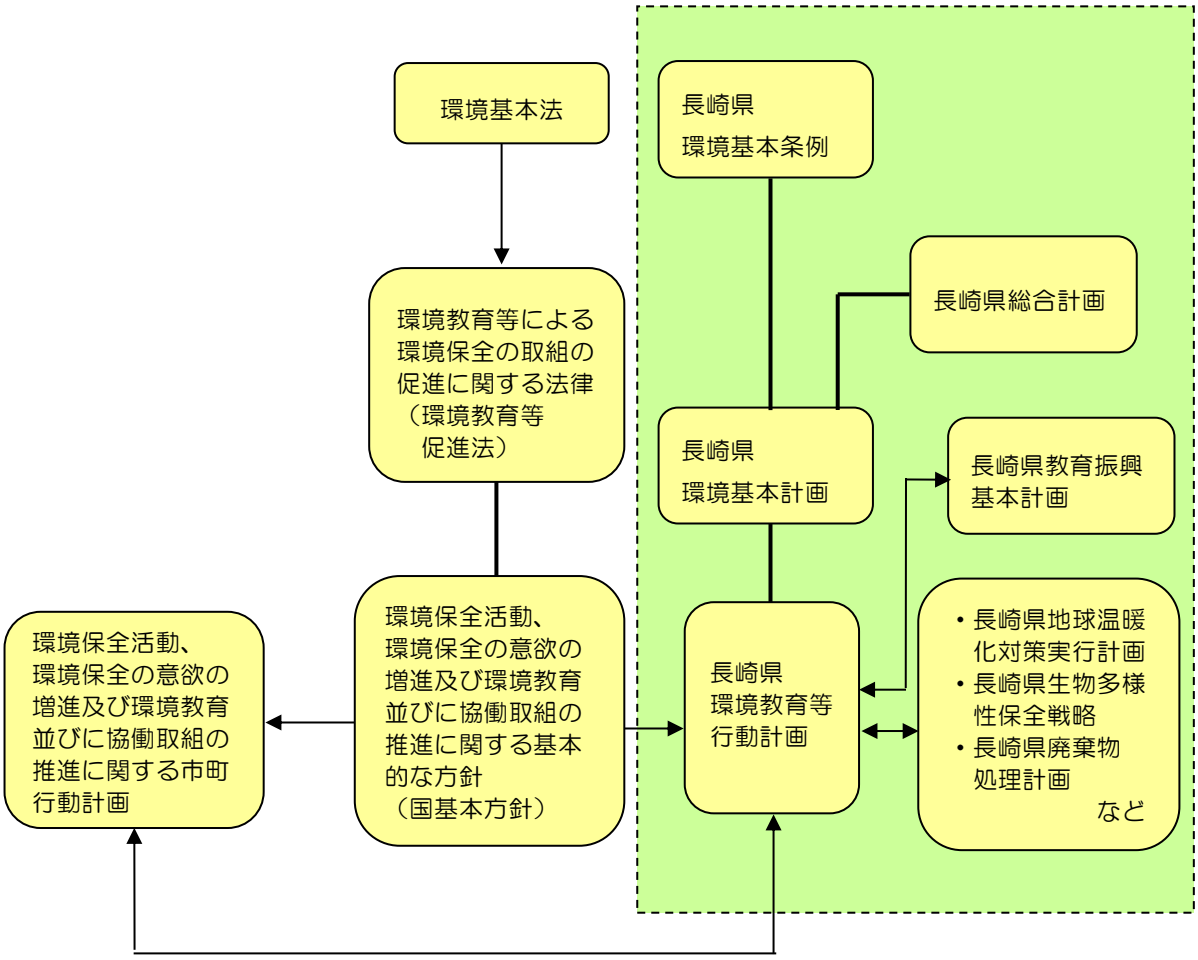

２．行動計画の目指す目標

私たちが直面する環境問題は、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題であり、一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結

びついています。また、少子化や人口減少が進む中、一人ひとりの担う役割も大きくなっています。持続可能な社会づくりのためには、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることが必要です。このことから、この計画では、**『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』**を行動計画の目指す目標とします。

３．環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力

（１）環境教育等を通じて目指す人間像

国基本方針では、環境保全のために求められる人間像として、以下の例があげられています。

国基本方針「環境保全のために求められる人間像」の例

○知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
○知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
○他者と議論し、合意形成することのできる人間
○「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
○他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
○理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
○既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

持続可能な社会づくりのためには、環境問題に限らず、現代社会における様々な課題を自らの課題として捉え、身近なところから主体的に取り組むことが重要であることから、この計画では、国基本方針にあげられている人間像に加え、「地域の課題解決に向けて主体的に考え、行動できる人間」の育成も併せて目指します。

なお、地域に主体的に貢献しようとする人間を育成することは、「第三期長崎県教育振興基本計画」に掲げられている以下の４つの人間像の育成にもつながるものです。

目指す人間像（第三期長崎県教育振興基本計画）

○創造性に富み、自立した人間
○いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
○郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
○我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間

（２）環境教育等が育むべき能力

環境教育等が育むべき能力として、国基本方針では「未来を創る力」と「環境保全のための力」があげられていますが、環境保全の視点から地域に主体的に貢献しようとする人の育成にもつなげるため、これら２つの力に加え、「身近な環境保全活動に取り組むための力」を育むことも併せて目指します。

環境教育等でこれらの力を育むことにより、「環境教育等を通じて目指す人間像」の形成を図り、自ら主体的に環境保全に取り組む人づくりを目指します。

環境教育等が育むべき能力

「未来を創る力」

- ○社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ○課題を発見・解決する力
- ○客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ○情報を活用する力
- ○計画を立てる力
- ○意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ○他者に共感する力
- ○多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ○想像し、推論する力
- ○他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ○地域を創り、育てる力
- ○新しい価値を生み出す力　等

「環境保全のための力」

- ○地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ○資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ○環境配慮行動をするための知識や技能
- ○環境保全のために行動する力　等

「身近な環境保全活動に取り組むための力」

- ○身近な環境保全活動に関する知識や技能
- ○身近な環境保全活動を「環境マナー」として考え実践する力
- ○身近な環境保全活動に率先して取り組む人に共感し、協力して活動に取り組む力　等

↓

「環境教育等を通じて目指す人間像」の形成

↓

行動計画の目指す目標

一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと

４．行動計画の計画期間

学びの実践から行動する人づくりにつなげるためには、長期的な視点での継続的取組が必要であることや、SDGs が２０３０年までの目標であることも踏まえ、この行動計画の計画期間は、**２０１９（平成３１）年度から２０３０年度までの１２年間**とします。

なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である２０２５年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととします。また、社会情勢の変化等により必要に応じてそれ以外の年度においても適宜検証を行い、見直しの検討を行います。

５．行動計画の数値目標

この計画では、**『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』**を目標にしており、学校等、家庭・地域、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取組を推進することによって、詰替商品の購入や節電・節水の取組など、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を２０３０年度までに１００％とすることを目指します。

＜計画目標＞

指　標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018 年度)	84% (2025 年度)	100% (2030 年度)

（注）目標の割合については、県民意識アンケート結果（総合計画進捗管理用）に基づき算定することを基本とする。ただし、他のアンケート調査から算定した数値（割合）も参考値として使用することもある。

６．施策と体系

この計画では、４つの施策から成る前計画の基本的方向の考え方を基本的に踏襲することとし、次の４つの施策を設定、取組を進めます。

①環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
②協働取組の推進
③人材の育成
④拠点機能と情報発信の充実

（１）環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

「環境教育等を通じて目指す人間像」に掲げた人間を育成するため、学校現場での取組を支援するとともに、家庭、子どもを通じた環境教育等を継続・充実させていきます。

また、学校等、家庭、地域、職場、並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育等が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させることにより、体験活動等を通じた学びの実践を通して自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人ひとりが、周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

また、環境教育の実践においては、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションや、体験活動を通じた学びの実践を行うことを前提として、以下のことを重視して取り組んでいきます。

・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
・環境に関する問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
・いのちの大切さを学ぶこと
・身近な環境保全活動に取り組むこと

（２）協働取組の推進

環境教育等を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。この計画では、環境意識の浸透を図っている団体同士の連携・協力を促進しながら、環境教育等が、あらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれることを目指します。

また、協働取組の推進のために、以下のことに留意して取り組んでいきます。

・対等な立場と役割分担
・相互理解と信頼醸成
・コーディネーター（調整役）やファシリテーター（促進役）の活用
・情報公開と政策形成への参画

（３）人材の育成

環境教育やESDの取組を効果的に進めるため、環境意識の浸透を図る人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められています。

人材の育成にあたっては、ESDやSDGsの考え方も活用しながら環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことが

できる人材の育成を推進し、学校等で環境教育等に取り組む教職員の資質・能力の向上、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーの育成・確保を目指します。

（４）拠点機能と情報発信の充実

各主体が効果的に環境教育等を実践できるようにするためには、環境に関する関心や興味を高める情報発信の充実、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場の創出及び支援、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など拠点機能と情報発信の充実が必要であり、これを踏まえたうえで、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体、各世代、各地域が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備・充実させるとともに、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。

〈図表２１〉第２次長崎県環境教育等行動計画の施策体系図

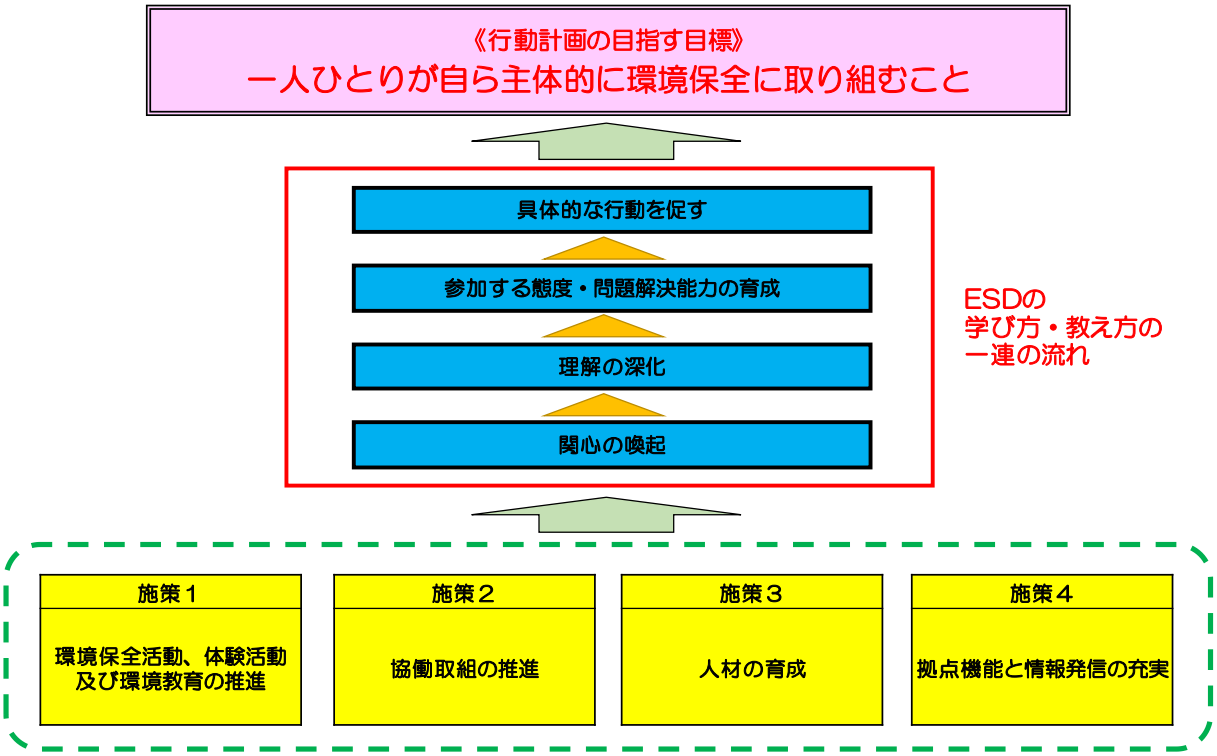

７．各主体の役割

持続可能な社会づくりに向けた取組を推進するためには、次に掲げる５つの重要事項を、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）等に応じて、各主体がそれぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。

◇環境に対する関心を喚起する
◇共通の理解を深める
◇意識を向上させる
◇参加意欲を高めさせる
◇問題解決能力を育成する

（１）学校等の役割

持続可能な社会づくりのためには、様々な機会を通じ環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組ませるなど、次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育等をより一層推進する必要があります。学校等は、家庭や地域とともにその役割を担っており、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、持続可能な社会の担い手として必要な「知識・能力・態度・価値観等」を児童・生徒に身につけさせる必要があります。

さらに、学校は家庭・地域と協働し、環境教育等を推進することも必要です。

大学は、教養科目や専門科目等を通じた学生に対する環境教育等を行うとともに、環境に関する研究を行うなど、環境教育等の実践者や指導者の育成の場として重要です。また、公開講座や出前講座など地域における環境教育等の場として重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園は、日常の保育の中で、幼児が遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合うことで、様々な気づきが得られるよう取り組むことが大切です。

（２）家庭・地域の役割

家庭は、価値観や生活の在り方（ライフスタイル）の形成にかかわる重要な場であり、このことは、環境教育等に関わる重要なことがらです。

環境問題について、日頃から家庭で話し合い、不要な電気機器のスイッチオフ、詰替商品や簡易包装製品など環境に配慮した製品の率先購入、公共交通機関の利用、エコドライブ、マイバッグの使用、食品ロス削減、ごみ分別の徹底、地域の清掃・美化活動への参加など、家族で取り組むことが重要です。

また、地域においては、自治会、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブなど、目的に応じて様々な団体が活動を行っており、地域づくりの主要な担い手となっていますが、これらの地域コミュニティは日頃の生活の営みの中で日常的に自然環境や生活の在り方（ライフスタイル）を学び、体験する場であるとともに、様々な世代や主体の交流と連携のもと、地域のリーダー等が中心となって、地域の特性を活かした「環境」の側面も取り入れた「まちづくり」などを進めていく重要な場です。

さらに、環境保全を目的とするNPO等の民間団体も含め、学校等、家庭・地域、事業者、行政等が協働して環境教育等の推進に努める必要があります。

（３）事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたり、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供、情報発信を行うことにより、消費者や取引先の意識啓発を行う役割が期待されます。その際、事業活動とSDGsの目標との関連づけの活用（例えば、『つくる責任、つかう責任』、『海の豊かさを守ろう』、『陸の豊かさも守ろう』と言った目標の達成に貢献できるなど）や環境負荷削減効果の見える化など、自らが行っている環境に配慮した事業活動について分かりやすい説明を行うことで、消費者や取引先へ気づきや学びの機会を提供することにもつながります。

また、地域の一員として、地域の環境の現状や課題を認識し、地域の環境保全活動に参加するとともに、事業者独自の環境関連施設見学会や体験学習会の開催、環境に配慮した事業活動内容の公表など、積極的な取組が必要です。

経営者は、ＩＳＯ１４００１やエコアクション２１等の環境マネジメントシステムの導入など環境に配慮した事業活動を促進するとともに、従業員の環境保全活動への関心を喚起させ、参加意欲を向上させるための研修を行うなど、計画的な環境教育等の実施に努める必要があります。

職場において職員一人ひとりが、環境負荷低減に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、職場における環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に配慮したものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となり、職場において環境教育等を受けることにより、その人の家庭や地域における取組にもつながることが期待されます。

（４）行政の役割

県・市町は、地域の環境の現状や問題について把握するとともに、具体的な環境保全活動や環境教育等に取り組む学校等や家庭・地域、事業者を支援し、連携を促すため、地域の実情に応じた情報や資材の提供、体験の場の提供、人材の育成、ネットワークの構築などに取り組むことが必要です。

特に、基礎的自治体である市町は、地域における環境保全活動や環境教育の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供、地域資源を活用した環境教育等の機会の提供、学校等・自治会などの地域活動団体・事業者など多様な主体をつなぎ、協働取組を支援する役割などが期待されます。例えば、地域の環境行政上のビジョンや課題、その解決のために地域住民ができることについて情報発信することにより学習テーマを提供したり、環境学習の場として環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の見学会など、体験の機会を提供することなどが考えられます。

一方、広域自治体である県は、県内全域を対象とした計画の策定や体制・仕組みづくりを行うとともに、市町の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うことが、主な役割と考えられます。あわせて、県と各市町、各教育委員会、他部局との連携を強

化し、消費者教育等他の分野との連携を推進することによる効果的な取組が求められています。

【参考】各主体における取組例（２０１８年度実施のアンケート調査結果から）

（１）学校等における特徴的な取組例

幼稚園、保育所、認定こども園では、日常の保育を通した取組のほか、県の環境アドバイザー制度等を活用して、生ごみリサイクルや自然体験活動などの取組も行われています。

また、小・中・高等学校においては、節電や節水、ごみの分別、リサイクル活動、地域の方々との清掃ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動などが行われています。

＜幼稚園、保育所、認定こども園＞

- 節電、節水
- ごみの分別、減量化
- 古紙、ペットボトルキャップ、プルタブ回収の取組
- 裏紙等の再利用、廃材を利用した工作、草木を利用した遊び・作品づくり
- 自然とのふれ合い（ネイチャーゲームなども含む）、園庭の芝生化、緑のカーテンづくり
- 田植え・稲刈り体験
- 野菜づくり・収穫体験、花の栽培（種まき、苗植えから）
  （例）生ごみの堆肥化 ⇒ 土づくり ⇒ 野菜づくり
  野菜づくり ⇒ 収穫後の調理、エコ・クッキング ⇒ 給食、食育
- 生き物の飼育や観察、川遊び、
- 公園、川、海水浴場などでのごみ拾いや清掃活動
- 「エコ・マザー活動」を活用した環境学習
- させぼ美し化プロジェクト、南島原市緑化推進事業など市町の取組への参加

＜小・中・高共通＞

- 節電・節水
- ごみの分別の徹底
- 学校版環境 ISO の取組（佐世保市、南島原市）
- ペットボトルキャップ、プルタブ回収の取組
- 古紙、空き缶・空きびん回収
- 地域・海岸の清掃ボランティア活動、海岸漂着ごみ回収活動
  （例）PTA、生徒会、育成協や学校支援会議中心など様々な連携取組、
  小中高合同の地域清掃や、海開き前や遠足などにあわせた実施事例。
- 河川水質調査、水生生物調査や水質浄化の取組
- 緑のカーテンづくり、ビオトープ
- 農作業体験（生ごみ堆肥化、食育との組み合わせなど）や漁業体験
- 生き物の観察（ホタル、野鳥など）
- させぼ美し化プロジェクトや花いっぱい運動など、市町の取組への参加
- ジオパーク学習
- ESD の視点を取り入れた教育（ESD 対馬学　等）　など
  （注）総合的な学習の時間なども活用しながら ESD の実践に取り組んでいる学校があり、その中で ESD の推進拠点としてのユネスコスクール（ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認定）に加盟している学校もいくつかあります。

＜その他中学校での一例＞
・エネルギー教育の実践
・大村郡川の研究
・サステナプラザながさきとの連携　など

＜その他高校での一例＞
・環境に関連した調査・研究等
（例）河川や海岸での水質調査・プランクトン調査から水質環境の考察、
希少植物や固有植物等の生息・生態調査や保護・増殖活動、
気象観測及び結果の考察等
・観光地クリーン作戦　など

（２）家庭・地域における特徴的な取組例

自治会、婦人会など民間団体等による清掃活動やリサイクル活動、幅広い世代を対象とした環境学習会、こどもエコクラブや緑の少年団の活動などが行われています。

＜こどもエコクラブ＞
・地域の清掃活動やエコツアーへの同行
・資源ごみやペットボトルキャップ回収、クリーンセンター見学、川調べ等
・キャンプや自然体験活動を通した環境体験活動
・プロジェクトワイルドなどの環境教育プログラム　など

＜NPO・地域活動団体＞
・地域の環境保全活動（希少種の保全、川づくりなど）
・地域の清掃活動、ビーチクリーンアップ
・節電、コンセントからプラグを抜く運動
・子どもや親子を対象とした野外体験活動
・農業体験（籾まき、田植え、かかし作り、稲刈り、脱穀、おにぎり大会）
・生ごみの堆肥化、生ごみの発酵促進剤（ぼかし）作り、土づくり等の講習会
・木育プログラムの実施
・小学校などへの環境出前講座（ごみ問題、地球温暖化防止等）　など

（３）事業者における特徴的な取組例

事業者においては、地域の清掃活動への参加などの環境保全活動、ISO14001 の認証取得やエコアクション 21 の取組に伴う従業員への環境教育のほか、環境学習会の実施や施設見学の受け入れなどの取組が行われています。

・古紙回収・トナー等のリサイクル活動
・地域や河川等の清掃活動
・建設現場における希少動植物の保護の啓発活動
・エコアクション 21 活動
・ISO14001 をベースとした省エネ、省資源の推進、廃棄物の削減等の取組
・小学生向けの環境学習会の開催や施設見学の受け入れ　など

（４）行政における特徴的な取組例（市町）

市町においても、学校や家庭・地域、事業者が環境保全のための具体的な行動や環境教育に取り組むための支援や、連携を促すための支援として、情報や資材の提供、体験の機会の提供などに取り組まれています。なお、以下の事例以外にも多くの取組がなされていますが、市町から回答があったものを中心に掲載しています。

＜長崎市＞

・親子環境教室等の体験型プログラムの提供
・行政、事業者、市民団体等の取組みをまとめた「長崎市環境学習・行動ガイドブック」の発行

＜佐世保市＞

・市内小中学校等を対象とした学校版環境 ISO 認定制度

＜雲仙市＞

・島原半島エコプロジェクト（再生可能エネルギーを活用したまちづくり）

＜南島原市＞

・南島原市学校版環境 ISO（審査項目に基づき認定が適当であると認められる場合に、学校版環境 ISO に取り組む学校として認定し、認定書交付）

＜時津町＞

・毎年６月上旬に「町内一斉清掃」と銘打ち、時津町内公共施設等のごみや草木、汚でい等を住民が協力しあって処理・収集。集まったものを時津町が処分するという「協働事業」を実施。

＜小値賀町＞

・小学５年生を対象に、船で無人島の漂着ごみの現状を見て回り、環境短歌を作成し、その短歌を「ごみカレンダー」に掲載して、町民の漂着ごみに対する意識の向上を図っている。

＜佐々町教育委員会＞

・佐々っ子土曜学習プログラム推進事業の一環として、町内社会教育関係団体による「さざ自然・生物学習教室」を開催。小学生から中学生までを対象として、佐々川河口の生物観察や清掃活動を実施。

第４章　行動計画の施策の展開

この計画では、『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』を目標に、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという、ESD の学び方・教え方の一連の流れを念頭におき、環境保全活動や体験活動、協働、人材育成、拠点機能や情報発信の充実など、４つの施策に沿った取組を進めることとします。

なお、取組を進めるにあたって、以下の点について留意しながら、施策を展開します。

- 様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育等を展開する。
- ESD や SDGs の考え方も取り入れる。
- 身近で参加しやすい体験活動や環境保全活動を充実させる。
- 国基本方針に基づく国の施策とも歩調をあわせる。
- 地域の環境保全の意欲を高めるため、本県の豊かな環境や特色を共有の財産として活用する。
- 学校等、家庭・地域、事業者、行政がその特徴を活かし、連携・協働しながら活動を展開する。
- 地域づくりや NPO の活動、事業者の社会貢献など関連する活動の間を有効につなぎ、環境教育等を効果的に進める。
- それぞれの場における取組が他の場における取組にもつながる。
- 日常生活での取組や環境保全活動への参加につなげるための情報を整理し、広く発信する。
- 各主体や様々な場に即した情報提供や体験機会の提供、便宜の供与を行う。

〈図表２２〉計画の目標と４つの施策

持続可能な社会づくりのために、
一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと

施策１　環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
施策２　協働取組の推進
施策３　人材の育成
施策４　拠点機能と情報発信の充実

１．【施策１】環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育等が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させるため、環境保全活動、体験活動及び環境教育の機会の充実に関する以下の取組を進めます。

＜各主体における取組＞

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
学校等	・各教科や総合的な学習の時間、特別の教科　道徳、特別活動などの授業における学習や、牛乳パック等のリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、学校の教育活動全体を通して環境保全活動及びESDの視点を取り入れた教育の充実・促進を図ります。	拡充		小学生 中学生 高校生	1
学校等	・知識の習得にとどまらず、環境保全と改善に参加する意欲や態度を養い、行動できる思考力や判断力を育むため、ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動、「しま」のよさや地域の特性を生かした体験活動などの体験的学習活動を充実します。	継続	◎	小学生 中学生 高校生	2
学校等	・学校の生活において取り組めるプログラムや教材を整備し、児童・生徒に学校施設等を通しての体験の機会を与えるとともに、学校内外の環境教育関連施設を活用します。	継続		小学生 中学生 高校生	3
学校等	・環境教育等を通じて身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	継続		小学生 中学生 高校生 大学生	4
学校等	・学校等で実施される講演会、学習会等において、環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	継続	◎	幼児期 小学生 中学生 高校生	5
学校等	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設の情報を活用します。	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	6
学校等	・学校における環境教育等について、情報発信や情報交換を行います。	継続		小学生 中学生 高校生 大学生	7
学校等	・大学は、環境に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通した環境教育等に取り組みます。	継続		大学生 ほか 全世代	8
学校等	・幼稚園・保育所・認定こども園等では、日常の保育を通して、幼児が身近な環境に触れ合うことで様々な気付きが得られるよう、遊びや体験的活動を実施します。	継続		幼児期	9
家庭・地域	・公民館などにおいて、地域の自然環境を活かした環境教育等を行なうように推奨します。	継続		全世代	10
家庭・地域	・地域についてよく知り、地域の良さを認識し、継承していこうという意識を醸成します。	継続		全世代	11
家庭・地域	・知識の習得にとどまらず、省エネルギーの取組やリサイクル活動、環境美化活動など具体的な活動に結びつけるため、ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動などの体験的学習活動を推進します。	継続	◎	全世代	12

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
家庭・地域	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設や上下水道施設等の生活環境施設、及び環境保健研究センターなど研究機関等の環境教育関連施設を活用します。	継続		全世代	13
家庭・地域	・自治会、婦人会など民間団体等による省エネルギーの取組やリサイクル活動、環境美化活動などの環境保全活動や体験活動、環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	継続		全世代	14
家庭・地域	・自治会や公民館など地域で実施される講演会、学習会等において、環境アドバイザーや環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員など地域の環境リーダーを活用します。	継続	◎	全世代	15
家庭・地域	・行政等が発信する環境教育プログラムや事例集、環境教育関連施設等の情報を活用します。	継続		全世代	16
家庭・地域	・こどもエコクラブや緑の少年団などを活用し、行政と連携した子どもたちへの体験機会を提供します。	継続		幼児期 小学生 中学生 高校生	17
家庭・地域	・知識や技術を持つ人材は指導者等として協力します。	継続	◎	社会人世代 シニア世代	18
家庭・地域	・家庭・地域が取り組んでいる環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	継続		社会人世代 シニア世代	19
家庭・地域	・地域の環境の現状や課題について、住民に周知します。	継続		社会人世代 シニア世代	20
家庭・地域	・行政と住民のパイプ役として、行政から提供される情報等を周知します。	継続		社会人世代 シニア世代	21
家庭・地域	・学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校・家庭・地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。	拡充		社会人世代 シニア世代	22
事業者	・環境に関する体験学習会等を開催し、環境教育等を推進します。	継続		全世代	23
事業者	・行政等が発信する環境に関する情報や、ＩＳＯ１４００１やエコアクション２１等の環境マネジメントシステムも活用しながら、従業員に対する環境教育を行います。	継続		社会人世代 (従業員)	24
事業者	・従業員に対し、職場のエネルギー使用量やごみの量など職場の環境について、現状や課題に関する情報を提供するとともに、省エネやごみ減量化などの具体的なプログラムを実践します。	継続		社会人世代 (従業員)	25
事業者	・事業所における省エネルギーの取組やリサイクル活動、環境美化活動などの環境に配慮した事業活動や体験活動、環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成します。	継続		社会人世代	26
事業者	・事業者が取り組んでいる環境に配慮した事業活動、環境教育等や環境教育関連施設に関する情報について情報発信や情報交換を行います。	継続		全世代	27
事業者	・知識や技術を持つ人材は指導者等として活動に協力します。	継続	◎	社会人世代	28

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
事業者	・環境教育関連施設などを環境保全活動の場として提供します。	継続		全世代	29
事業者	・従業員が参加・協力しやすい環境を整備します。	継続		社会人世代(従業員)	30
行政	・学校等、家庭・地域、事業者と連携し、環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」を核として、以下の情報を発信します。（環境部） ○長崎県の環境の現状 ○身近な環境保全活動の取組例 ○環境教育・環境保全活動の事例集 ○環境教育プログラム ○家庭・地域、事業者等と連携した環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の指導者の情報 ○環境教育関連施設の情報 ○学校等、家庭・地域、事業者、行政の各種環境イベントの情報 ○環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報	継続		全世代	31
行政	・幅広い県民、事業者、環境団体等が日頃から環境に関する最新の情報に触れ、持続した環境教育等が実施できるよう、ながさきグリーンサポーターズクラブ会員へのメールマガジンの配信を行うとともに、会員の登録拡大と情報交流の活性化を推進します。（環境部）	継続	○	全世代	32
行政	・環境に関するイベント、キャンペーンの実施や各主体が実施する環境に関するイベント等へ参加・協力することにより、環境教育等を推進します。（環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町）	継続	○	全世代	33
行政	・長崎県地球温暖化防止活動推進センター等において環境学習講座を開催します。また、ながさき県民大学において環境学習に関する講座情報を提供していきます。（環境部、教育庁）	継続		全世代	34
行政	・省エネルギーの取組やリサイクル活動、環境美化活動などの環境保全活動や体験活動、環境教育等を通じて、身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成していきます。（再掲）（関係部局、市町）	継続		全世代	35
行政	・環境教育等に率先して取り組んでいる団体等を表彰し、広くその取組を周知します。（環境部）	継続		全世代	36
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。（再掲）（環境部）	継続	◎	全世代	37
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。（環境部）	継続		全世代	38
行政	・こどもエコクラブ全国事務局が実施しているクラブの結成促進や活動の充実化に協力します。（環境部）	継続	○	幼児期 小学生 中学生 高校生	39
行政	・緑の少年団活動の支援を行います。（農林部）	継続	○	小学生	40
行政	・地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるため、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、サスティナブル・ツーリズムを推進します。（環境部、水産部、農林部）	継続		全世代	41
行政	・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」における巡回指導や広報等を通じて、県内の環境保全を図るとともに、来県者へのPRにも努めます。（環境部）	新規		全世代	42
行政	・市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理やその発生抑制の取組を支援するとともに、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動により海岸環境の保全を図ります。（環境部）	新規	◎	全世代	43

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
行政	・漁業者等による漁場環境の改善等への取組、県管理の公共施設（河川、海岸、道路、港湾等）の清掃・美化活動を行う愛護団体やアダプト団体の活動支援、森林ボランティア等が実施する森林づくり活動等への支援など、地域活動団体等が実施する環境保全活動の取組を推進します。（環境部、水産部、農林部、土木部）	新規	○	全世代	44
行政	・消費者教育等の教材等のコンテンツの共通化を通じて、互いの教育の内容を織り込んだり、連携して実施、展開することなどで効果的・効率的に環境教育を推進します。（県民生活部、環境部）	新規		全世代	45
行政	・事業者のＩＳＯ１４００１やエコアクション２１等の環境マネジメントシステムの導入普及に努めます。（環境部）	継続	○	社会人世代(従業員)	46

注）◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

２．【施策２】協働取組の推進

環境教育等を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があり、協働取組の推進に関する以下の取組を進めます。

＜各主体における取組＞

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
学校等	・他の主体との連携を進めるとともに、学校の活動についての情報を積極的に発信し、家庭・地域、事業者の協力を図るよう取り組みます。 ☆他の学校等、家庭・地域、事業者、行政との協働	継続		全世代	1
学校等	・家庭・地域、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 ☆家庭・地域、事業者、行政との協働	継続		全世代	2
学校等	・学校支援会議・コミュニティスクールなどにおける学校、家庭、地域の連携により、学校や地域の情報及び課題を共有し、三者がそれぞれの役割を明確にした上で、その解決に向けた取組を進めます。 ☆家庭・地域、行政との協働	拡充		全世代	3
学校等	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。 ☆家庭・地域との協働	継続		全世代	4
家庭・地域	・他の主体との連携を進めるとともに、地域における環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、学校等や家庭、事業者の協力と参加を図るよう取り組みます。 ☆学校等、他の地域活動団体、事業者、行政との協働	継続		社会人世代 シニア世代	5
家庭・地域	・学校等、事業者、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 ☆学校等、事業者、行政との協働	継続	◎	全世代	6
事業者	・他の主体との連携を進めるとともに、職場における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組などの情報を積極的に周知し、他の主体の理解と協力を図るよう取り組みます。 ☆学校等、家庭・地域、行政との連携	継続		社会人世代	7
事業者	・学校等、家庭・地域、行政が実施する環境保全活動、体験活動及び環境教育等の取組へ積極的に参加・協力します。 ☆学校等、家庭・地域、行政との協働	継続	◎	社会人世代	8
行政	・学校等、家庭・地域、事業者と連携して、環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」から情報を発信することで、各主体の協働取組を支援します。（環境部） ☆学校等、家庭・地域、事業者との協働	継続		全世代	9
行政	・ながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを活用し、各主体の協働取組を支援します。（環境部） ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続		全世代	10
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の要請に応じ、環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の講師や指導者を派遣します。（再掲）（環境部） ☆学校等、家庭・地域、事業者との協働	継続		全世代	11
行政	・環境に関するイベント、キャンペーンの実施や各主体が実施する環境に関するイベント等へ参加・協力することにより、環境教育等を推進します。（再掲）（環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町） ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政（他部局）との協働	新規	○	全世代	12

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
行政	・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。（環境部、農林部、土木部、教育庁） ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続		全世代	13
行政	・消費者教育等の教材等のコンテンツの共通化を通じて、互いの教育の内容を織り込んだり、連携して実施、展開することなどで効果的・効率的に環境教育を推進します。（再掲）（県民生活部、環境部） ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政（他部局）との協働	新規		全世代	14
行政	・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進します。（関係部局） ☆学校等、家庭・地域、事業者、他の行政との協働	継続	○	全世代	15
行政	・市町が実施する海岸漂着ごみの回収処理やその発生抑制の取組を支援するとともに、市町やボランティア団体等と連携した環境教育や啓発活動により海岸環境の保全を図ります。（再掲）（環境部） ☆学校等、家庭・地域、他の行政との協働	新規	◎	全世代	16

注）◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

３．【施策３】人材の育成

環境教育や ESD の取組を効果的に進めるためには、環境意識の浸透を担う人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められており、人材の育成に関する以下の取組を進めます。

＜各主体における取組＞

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
学校等	・県教育センター等によるESDの実践につながる研修講座や大学による教員免許状更新講習、環境学習フェア、環境教育指導者養成講座等の研修を通して、教科横断的な視点での環境教育や、各教科以外で環境教育を実践できる指導者を養成します。	拡充		社会人世代	1
学校等	・県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）と公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間の交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援します。	継続		社会人世代 シニア世代	2
家庭・地域	・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への参加などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。	継続		社会人世代 シニア世代	3
家庭・地域	・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。	継続		社会人世代 シニア世代	4
事業者	・環境教育等の実践につながる研修会の開催や、他の主体が実施する研修会への派遣などにより、環境リーダーの育成、資質の向上に取り組みます。	継続		社会人世代 シニア世代	5
事業者	・行政が開催する環境教育や環境保全に関する研修会等に参加するとともに、行政と連携して環境教育や環境保全に関する研修会等を開催します。	継続		社会人世代 シニア世代	6
行政	・環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」から、環境教育プログラムや環境教育・環境保全の活動事例集などの情報を発信し、ノウハウのスムーズな習得につなげます。（環境部）	継続		社会人世代 シニア世代	7
行政	・ ながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを活用し、環境リーダーの数の拡大を図ります。（環境部）	継続	○	社会人世代 シニア世代	8
行政	・環境活動指導者養成講座等の指導者養成に係る研修を実施し、ESDや環境教育等を実践する教職員や環境リーダーなど、身近な環境保全活動を引き出すことができる指導者を養成します。（環境部、教育庁）	新規	◎	社会人世代 シニア世代	9
行政	・各分野において、各主体や指導者間の交流会や研修会を開催し、ネットワーク体制の支援を行います。（再掲）（環境部、農林部、土木部、教育庁）	継続		社会人世代 シニア世代	10
行政	・環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」から、環境教育等に取り組む団体に対する助成金等の情報などを発信し、環境教育等に取り組む団体の基盤強化につなげます。（環境部）	継続		社会人世代 シニア世代	11

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
行政	・家庭・地域や事業者等における知識や技術を持つ人材を生涯学習情報提供システム「ながさきまなびネット」に講師として登録し、学校等や生涯学習の場での活用を推進します。（教育庁）	継続		社会人世代 シニア世代	12
行政	・環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジンなどを活用し、元気高齢者を含む地域の人材情報や活動情報等を収集・発信することにより、環境教育等に取り組む団体等の人材確保を支援します。（環境部、福祉保健部）	継続		社会人世代 シニア世代	13

注）◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

４．【施策４】拠点機能と情報発信の充実

様々な世代の方々や各主体に環境に関する関心や興味を高めていただき、効果的に環境保全活動や環境教育等を実践できるようにするため、拠点機能と情報発信の充実に関する以下の取組を進めます。

＜各主体における取組＞

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
学校等	・省エネルギー型空調設備や照明器具等の環境に配慮したエコスクールを推進し、環境教育の拠点として活用します。	継続		小学生 中学生 高校生	1
学校等	・学校林など学校が有するフィールドを整備します。	継続		小学生 中学生 高校生	2
学校等	・県立学校を活用した地域への公開講座が、多くの学校で開催されるよう促進します。（再掲）	継続		全世代	3
学校等	・大学は、環境保全に関する研究を行うとともに、授業や公開講座、出前講座等を通した環境教育に取り組みます。（再掲）	継続		大学生 ほか 全世代	4
家庭・地域	・公民館などにおいて、情報提供の拠点となるよう市町へ働きかけます。	継続		全世代	5
事業者	・事業所における環境に配慮した事業活動や環境教育等の取組を活用し、体験機会や、情報提供の拠点の一つとして整備します。	継続		全世代	6
行政	・ESDを推進するとともに、ESDに積極的に取り組むユネスコスクールの活動を支援します。（教育庁）	新規		小学生 中学生 高校生	7
行政	・環境学習総合サイト「環境活動ｅネットながさき」やながさきグリーンサポーターズクラブ会員等へ配信するメールマガジンを通して、環境教育関連施設や環境イベントなどの情報を集約して発信するなど、県民が利用しやすい情報のプラットフォームになるよう努めます。（環境部）	継続	○	全世代	8
行政	・環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び環境保健研究センターなど研究機関等を体験機会の場として提供するとともに、説明等を行います。（環境部、産業労働部、水産部、農林部、市町）	継続	◎	全世代	9
行政	・学校林など学校が有するフィールドの整備を支援します。（農林部）	継続		小学生 中学生 高校生	10
行政	・生物多様性保全に係る活動に取り組んでいる学校を、生物多様性モデル校として指定します。（環境部）	継続		小学生 中学生	11
行政	・島原半島世界ジオパークや自然公園などESDの実践の場としての活用を促進するとともに、本県の特徴である海や島の活用を含めた体験学習の場や、施設を整備し、体験機会の場を提供します。（環境部、教育庁）	継続	◎	全世代	12
行政	・自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）の活用を促進します。（教育庁）	継続		全世代	13
行政	・公民館などにおいて、環境教育に関する講座が実施・充実するよう市町へ働きかけるとともに、学習成果が地域に活かされるよう支援します。（教育庁）	継続		全世代	14

主体区分	取組内容	継続拡充新規	指標	対象ライフステージ	No.
行政	・「サステナプラザながさき」や「させぼエコプラザ」など県内市町における環境教育等の拠点施設、水族館や動物園等の社会教育施設、民間団体や事業者等が設置・運営している環境教育関連施設など各種拠点との情報交換、相互連携を推進します。（環境部、市町）	新規		全世代	15
行政	・環境教育等に関する教材や情報の提供、環境教育プログラムの作成支援などにより、拠点となる環境教育関連施設における体験活動や環境教育等の取組を支援します。（環境部、農林部、教育庁）	継続		全世代	16
行政	・学校等、家庭・地域、事業者の環境教育等に活用できるエコツールの提供を行います。（再掲）（環境部）	継続		全世代	17

注）◎は取組に関連する数値目標があるもの、○は数値目標はないが継続的に把握している指標があるもの

第５章　行動計画の進行管理

１．進行管理の方法と体制

この計画の継続的な推進を図るため、毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について結果を取りまとめ、庁内組織である「２１長崎県環境づくり推進本部（幹事会）」において点検・評価を行うとともに、長崎県環境審議会（以下「環境審議会」という。）に報告し、意見・提言をいただくことで、進行管理を行います。また、取りまとめた結果等は、ホームページや環境白書を通じて県民へ公表します。

なお、環境審議会の意見・提言や点検・評価結果の分析等を参考に、各主体（学校等、家庭・地域、事業者、行政）と連携して施策の推進に努め、必要に応じ施策や取組の見直しを行うとともに、中間見直し及び改定の際には、毎年度の進行管理結果を反映します。

〈図表２３〉PDCA サイクルによる計画の推進

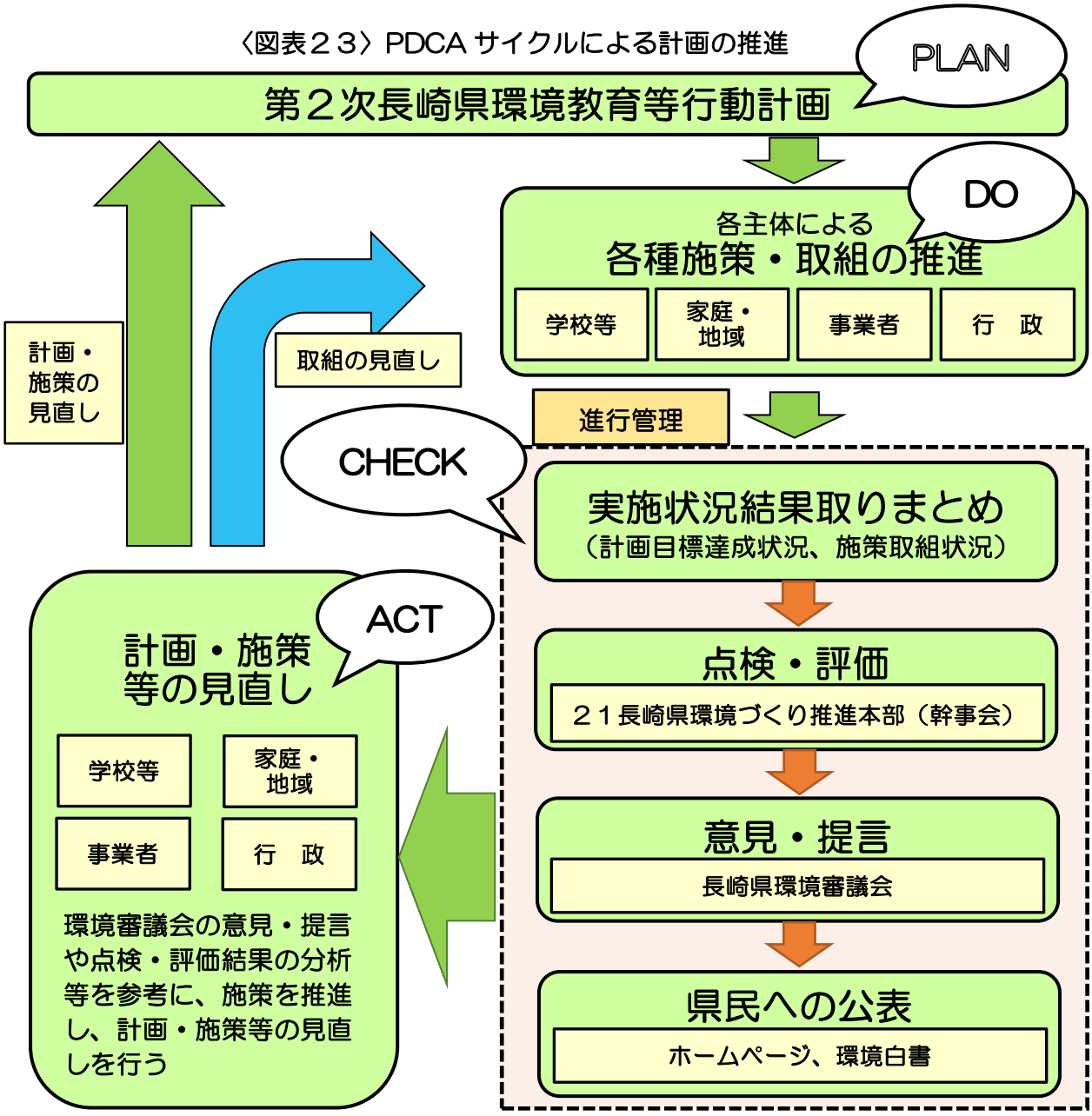

２．計画目標の達成状況把握

計画目標（下表）の達成状況については、県民意識アンケート調査（長崎県総合計画進捗管理用）に基づき算定し、把握することを基本とします。なお、他のアンケート調査に基づき算定した「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」も参考値として使用することもあります。

＜計画目標＞

指　標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018 年度)	84% (2025 年度)	100% (2030 年度)

３．施策の取組状況の把握

計画目標を達成するために設定した４つの施策の取組状況については、第４章に掲げる各施策の取組のうち、関連する他の計画等の中で目標を設定している取組（第４章個別表の指標欄に「◎」を付している取組）に係る指標（図表２４）の進捗状況について所管課室から報告を受けることで、把握することとします。

また、取組状況の進行管理を補完するため、数値目標は設定していないものの、県環境白書等で取組の実績値を毎年度把握している取組（第４章個別表の指標欄に「○」を付している取組）の指標（図表２５）の実績について所管課室から報告を受け、経年的な推移を見ることで把握することとします。

〈図表２４〉関連計画等の中で目標を設定している指標一覧

施策区分	指　標	基準値	目標値	関連計画等の名称
施策１	自然体験に取り組んでいる小・中学校の割合	82.6% （2017年度）	100% （2023年度）	第三期長崎県教育振興基本計画
施策１ 施策２	環境アドバイザーの派遣回数	72回 （2017年度）	毎年度設定	事業群評価時に設定 （2017年度目標：70回）
施策１ 施策２	海洋ごみ等の発生抑制対策事業に参加するボランティア参加者数	24,313人 （2014年度）	29,000人 （2020年度）	長崎県総合計画チャレンジ2020、長崎県環境基本計画
施策３	環境活動指導者養成講座の参加者数	13人 （2017年度）	30人 （毎年度）	個別の研修実施計画
施策４	環境保健研究センターにおける教育研修の実施回数	40回 （2017年度）	20回／年 （2020年度）	長崎県環境保健研究センター運営計画
施策４	自然公園利用者数	14,320千人 （2014年度）	14,896千人 （2020年度）	長崎県総合計画チャレンジ2020、長崎県環境基本計画

〈図表２５〉取組の実績値を毎年度把握している取組の指標一覧

施策区分	指　標	直近実績値	実績値把握基資料等
施策１	ながさきグリーンサポーターズクラブのメールマガジン配信件数	176件（2017年度）	環境政策課調べ
施策１	こどもエコクラブの会員数	745人（2017年度）	環境白書
施策１	緑の少年団の会員数	642名（2017年度）	林政課調べ
施策１	ISO14001の認証取得数	40件（2017年度）	環境政策課調べ
施策１	エコアクション21の取組数	70件（2017年度）	環境政策課調べ
施策１	インタープリター（森の案内人）と連携したイベントの参加者数	2,305人（2017年度）	環境白書
施策１ 施策２	環境アドバイザーを派遣した講演会等の参加者数	3,471人（2017年度）	環境白書
施策１ 施策２	県管理の公共施設（道路、河川、海岸、港湾等）における清掃美化活動者参加者数（年間延べ人数）	48,739人（2017年度）	環境白書
施策１ 施策２	森林ボランティア参加者数	4,888人（2017年度）	環境白書
施策１ 施策２	県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィーク参加者数	37,489人（2017年度）	環境白書
施策１ 施策２	環境月間空き缶回収キャンペーン参加者数	93,314人（2017年度）	環境白書
施策１ 施策２	県内の一斉行動参加店におけるマイバッグ持参率	20.4%（2017年度）	環境白書
施策３	環境アドバイザー登録者数	個人42名及び14団体（2017年度）	環境政策課調べ
施策４	環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」アクセス件数	2,043回（2017年度）	環境政策課調べ